

## 行政常任委員会

令和 2 年 3 月 1 7 日（火）

午前 9 時 5 8 分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。昨日に引き続き行政常任委員会を開会いたします。

福祉保健課に係る議案第 1 3 号の説明は昨日終わっておりますので、ただいまから 1 3 号の質疑に入ります。御発言願います。

報告事項がございます。高村委員が病欠をされておられまして、三鬼和昭委員と村田委員が後刻出席でございますのでよろしくお願ひします。

○奥田委員 それでは、予算書 1 2 4、1 2 5 ページあたりのところ、在宅援護事業のところの療育教室の事業運営委託料ですか、これ社協に委託ということなんですけど。

（「1 2 5」と呼ぶ者あり）

○奥田委員 すみません、1 2 5。これ、どういうことなんでしょうか。1 0 月から尾鷲市でやっていたよね。また社協なんですか、これは。その辺の内容を含めてもう一回教えてもらえませんか。

○内山福祉保健課長 委員の御質問にお答えします。まず、3 0 年度の経緯から御説明させてもらったほうがよく分かりやすいかなと思いますので。まず、3 0 年度は県の実施事業ということで、全体事業費が 8 4 0 万余りでした。そのうち、県が 5 9 0 万余り、尾鷲市が 1 2 9 万 9, 0 0 0 円、紀北町は 1 1 7 万 8, 0 0 0 円。県と市町の額が違うのは、国勢人口の人口割で計算していますので、ちょっと差が出ています。こういったことで、県のほうが実施主体となって、3 0 年度は県から社会福祉協議会に委託して、社会福祉協議会が療育教室の運営を行っていたということでした。

ただし、平成 3 1 年度、本年度から、県はこういった予算の組替えという形を行って、もともと市町に対する相談事業ということを中心としたこういった委託事業をしていたんですけれども、3 1 年度は県が三重県を 5 地区に分けて、尾鷲市は東紀州地域と伊勢志摩地域も含むんですけれども、その地域の一つとしてグループ分けをされました。県のほうは済美学院というところの法人のところにおいてそういった事業を委託して、その事業内容としては、市町の療育教室等に係る人材育成とか相談業

務とかという形で、31年度については、方針というか、県の考え方も予算の組替えも行ってきました。

31年度につきましては、30年度、県が実施主体となってこの療育事業を行ってきたわけですが、31年度はそういう予算の組替えもあったことから、31年度は市が実施することになったんですけれども、これまで市が主体となって実施した経験がなかったことから、31年4月から9月までは社協が引継ぎも兼ねて運営を行っていきますということでございました。ただし、9月から、下半期については尾鷲市と紀北町と実施主体となって行っていくということで話が進んでまいりました。

その後9月から尾鷲市、紀北町が実施主体となるわけですが、当然経験も浅いものですから、社協さんの協力を得ながらやっていくということで、9月の補正予算におきまして保育士の方1名の半年間の賃金と、それから言語聴覚士の方、月2回来ていただく費用、あるいは消耗品であったり、それから傷害保険であったりといったことで、これらを合わせて9月の補正予算で19万6,800円の予算計上ということで認めていただきました。これがこれまでの経緯でございます。

令和2年度、新年度に当たりましては、社協さんとも協議させてもらった結果、これまでまた当然経験を生かしていただくということで、紀北町とも当然協議したんですけれども、尾鷲市と紀北町とが社協さんに対して療育教室の運営を委託するというので、今回、今、奥田委員御質問があったように、療育教室事業運営委託料ということで239万9,000円計上させてもらっています。これの財源内訳につきましては、先ほども申しました30年度は国調人口の人口割ということで協議はしましたけれども、新年度の予算につきましては折半ということで、239万9,000円の2分の1の119万9,000円を紀北町さんが負担されてくるということで、入の予算で入っています。ただし、今、本年度も当然実施主体が尾鷲市で、社協さんから人なり知識なりをいただいておりますけれども、現在も市のほうの職員もその教室に当然関わっておるということでございまして、新年度については社協さんに委託はするものの、これまでのように市の保健師あるいは社会福祉士が運営に携わっていくということで、本年度行っています療育教室の開会回数については同じ回数を維持していくということで、今、考えています。

以上です。

○奥田委員　そうすると、ちょっとよく分からないんですけど、社協さんのほうがずっとやっていて、社協のほうがやれないというような話もあって、当初予算で

600万ぐらいの予算がついていましたけど、やれないという話があって、10月から紀北町と尾鷲市が、尾鷲市でやったということですよ。それがまた戻ると理解したらよろしいですか。社協のほうに主体が戻ると。それがちょっとよく分からない。何で戻る必要があるのか。そういうふうな行ったり来たりみたいなね。療育事業は非常に大事じゃないですか。それが、何か社協がやっていたことが尾鷲市でやったり、また社協に戻るという。僕はよく分からないんですけど。

○内山福祉保健課長 30年度は、県が実施主体で社協に委託していたということがもともと始まり、それがずっと継続されていたということで、31年度からは県の補助が切れるというか、県の補助の仕組みが変わるといったことで、いろんな協議をさせていただいたということで聞いております。そういった中で、社協さんが運営していく中では、当然ある一定の人数を確保しなければ補助事業を活用した事業はなかなかしづらいということもあって、協議の結果、市町が実施するということが31年度はなりました。

ただし、いきなり4月1日からは尾鷲市と紀北町だけで運営していくのはなかなか難しいということであったものですから、4月から9月の間は社協さんが引継ぎも兼ねて行っていただく。当然市は行うんですけども、協力をいただく。9月からは市と町が本格的にやるということで、予算計上させてもらって認めていただきました。ただし、その間については社協さんの御協力もいただいたということでございます。新年度については、31年度はちょうど補助事業の変わり目もあって過渡期という状況もあって、令和2年度については、県の補助金はございませんけれども、平成30年度の運営形態に戻ったということで御理解いただきたいと思えます。

○奥田委員 そうすると、戻ったということなんですけど、平成30年度の予算が840万あったということですよ。今回この239万9,000円ということなんですけど、あとその残りの部分はどうなんです。大丈夫なんです。それ。

○内山福祉保健課長 30年度の際は、県の実施主体という事業で、県のほうが補助金を出しておりました。31年度もそうなんですけれども、今年度もそうなんですけれども、今現在と変わらない形でのクラスの開催をするということで、1週間5日のうちの2日間の療育教室を開催するというので、31年度と変わらない運営形態を行っていきたいと考えています。30年度につきましても同じ日数での運営形態で行っていたということですので、運営の中身自体は、30年度、31年度、令和元年度と内容は変わっていませんけれども、実施主体が県が30年度行っ

ていた。31年度は実施主体が市が行っていて、社協さんの協力を得ていた。令和2年度については実施主体が尾鷲市と紀北町が実施主体で、社協さんに委託していくということでございます。

○奥田委員 分かりました。ということは、平成30年度が840万の予算でしたけど、今回239万9,000円と240万ぐらいなんですけど、その回数が減っているということですよ。だから、その回数が減っていても、サービスの落ちなければいいんですけども、それがちょっと危惧するところなんですけど、その辺は大丈夫なんですよ。

それともう一個お聞きしたいのは、社協さんに対して全体で幾らぐらい補助が行っているんですか。去年も社協さんと話をすると、うちはもうけなあかんし、そんな予算もあらへんしということをよく言われたんですけど、幾ら行っているんです。今回でも総額で全部で幾ら行っていますか。

○内山福祉保健課長 一つ目の御質問についてなんですけれども、31年度、令和2年度については、運営する教室の回数とかというのは同じ回数をやっていくということで考えています。

もう一つの御質問の社協への運営助成金については、本年度は121ページにありますように、4,913万7,000円の助成金、昨年度は4,971万6,000円ということで、五十数万の減という助成金の予定でございます。委託料ということですか。すみません、委託料については6,614万円ぐらいの金額になっています。

○奥田委員 30年度とは日数があれですけど、31年度とは回数も同じと。減ってはいますけど。ただ、サービスをこれ以上下げないようにお願いしたいということと、それと社協さん、助成金が4,900万、今、お聞きしました委託料が6,600万あるということは1億1,500万、尾鷲市から出ているということなので、その辺のところをやっぱりしっかり社協さんにも説明して、分かっていたら、住民サービスを尾鷲市が本来やらなあかんことをやっていただいているんですけど、だから、そこでもうけるという話じゃないのでね。もうけなあかんとか、そういうことを事務局長は、職員の方は言っているんですよ、もうからないことはやめようやみたいだね、言うらしいので、もうけるとかもうけないことじゃないじゃないですか。あそこは介護をやってますから、介護のほうは自分たちで民間のあれでやっている。そっちはもうける仕組みをやってもらったらいいけれども、こちらのほうは違うわけなので、公としてやってもらっているものだからね、官とい

うかね。そこら辺のところをしっかりと理解していただいでやっていただくということはぜひそれはお願いします。

○仲委員 125ページの関連で質問したいんですけど、まず第1点は在宅援護事業の地域療育支援事業委託料、これ巡回療育相談。これは新規の事業だと思うんですけど、今回、所信表明の中で10ページで保健福祉、教育が連携し幼稚園や保育園、小学校を巡回し、途切れのない支援を行うという事業であるかどうかという質問、1点。

もう一つ、療育教室事業運営委託料が、今までの話でいくと、県が今まで委託していたと。その中で県の補助がなくなったと理解しているんですけど、県の補助がなくなったということは、事業について必要性がなくなったかどうか、そのような判断をされたかどうか、尾鷲市はどのような判断をされるか、また、療育教室の事業内容を御説明ください。

○内山福祉保健課長 御質問の地域療育支援事業委託料（巡回療育相談）ということにつきましては、これまで県が実施しておりました。今現在も実施しておりますけれども、新年度については県のほうが実施することがなくなりました。

どういった事業かと申しますと、もともと母子保健事業というくくりの中での事業でございまして、子供さんを対象とした事業でございました。ずっとこの事業を長年やられてきて、県のほうも実際対象者としては当然子供さんもいるんですけども、青年の方も対象としておりまして、母子保健の事業としては、県の事業の枠の中ではちょっと該当から外れてくるといったこともありまして、今回尾鷲市と紀北町と両方の市町でこの事業を行っていくものでございまして、内容につきましては、県立子ども心身発達医療センターというところが県立の病院であるんですけども、こちらのほうから理学療法士、言語聴覚士の方々が年4回来ていただいで、リハビリとか相談について行っていくといった事業でございまして、先ほどおっしゃられました各幼稚園とか小学校とかに出向く事業とはまた別の事業でございまして、そちらのほうについては係長から御説明させていただきます。

○芝山福祉保健課係長 地域療育支援事業は、先ほど課長が申しましたとおり、今年度までは三重県の保健所が主体でやっておりました。来年度につきましては、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の方の3職種に来ていただきまして、地域の施設で日頃。

（「CLM」と呼ぶ者あり）

○芝山福祉保健課係長 申し訳ありません。CLMと個別の指導計画のことにつ

きましてですが、今年度は対象の保育園は、全保育園と全幼稚園に行かせていただいています。対象の子供さんの数も21人の方をケースとして計画を立てさせていただいてまして、プラン数は、今年度で現在で132プランになっております。それらのプランを基に、これから幼稚園、小学校につなぐために、それぞれの小学校にプランの引継ぎを行っております。

以上です。

○内山福祉保健課長 三つ目の質問についてお答えします。県のほうが実施主体となった療育教室の事業に対して、市はどう考えているかという御質問だと思いますけれども、県のほうは、今まで療育相談をメインとした形の補助事業でありましたけど、尾鷲市は相談も兼ねた療育教室ということで補助事業を活用しておりました。県のほうは補助金の組替えといいますか、事業の内容を変更しまして、地域の障がい児等地域支援体制機能強化事業という事業を今年度から切替えました。その事業は、障害者の方を地域で守って育てていこうということで、三重県を五つの地区に分けて、この地域については志摩地域、紀北圏域、紀南圏域といったことも一つのくくりで事業が行われています。

この事業につきましては、今後障害者の方を地域で適切な支援を行っていくということで、困難な場合については人材育成を行っていく、それから、障害児の方の親に対する療育指導もやっていく、それから、今後人材育成のための研修とか支援技術等の向上を図っていくといったことで、県自体が実施主体となるのではなくて、各地域それぞれが運営を行っていただいて、その人材育成や研修、またその保護者の方にいろんな相談を受け付けるということでございましたけれども、尾鷲市、紀北町としましては、これまでの療育教室を行っていきたいという考え方から、今回当初予算に239万9,000円の予算を計上したということでございます。

○仲委員 県の補助がなくなったということは、これまでの療育と違った方向での療育の考え方を示された。それには尾鷲市は乗らなかったということで、今回紀北町とともに市単独で療育教室を設けて、青年が対象ということは、今までは青年が対象であったかどうかというのは僕も分かりません。子供じゃなかったと思うんですけど。そこらの県との考え方の整合性は、今後こういう考え方でいくということによろしいですか。

○内山福祉保健課長 今回の県の事業については障害児の支援体制ということでございまして、我々もこの県の事業を全然否定するわけではなくて、今回のこの事業についても当然人材育成を行っていただけますし、今後も県の支援をいただくと

ということでございますけれども、この県の事業は事業として活用させていただきながら、教室そのものの運営は市町で行っていくという考え方です。

○仲委員 県の補助事業がつくのであれば、それを有効活用するような考え方と、一方では、どうしても残したい事業はあるというのであれば、きちっとした考え方をを出していただきたいということ。

もう一点。これはこれでいいです。地域療育支援事業のほうは、所信表明の中で書かれているように、この取組については持続、継続していただきたいと私も思っています。特に小、幼稚園のつながりをきっちりとしないと、やはり困り感が出てくるという中で、やはり支援の内容と、それから、幼稚園、小学校の受入れ体制、それに情報共有の在り方をお互いに理解を深めてもらうところが一番重要であると思うんですけど、そこらの方策は考えていますか。

○芝山福祉保健課係長 C L Mと個別の指導計画につきましても、保育園、幼稚園でうまくできた支援の方法を伝える形を今、取らせていただいております。それに併せまして、保育園、幼稚園から小学校に上がる時には保育要録といった引継ぎの書類等も用意しておりまして、そちらのほうを活用して、学校につなげております。

以上です。

○仲委員 ありがとうございます。そういう意味では、十分やっていただきたい。

最後に市長に。療育教室についても、今回の巡回療育相談でも、やっぱり言語の専門士が尾鷲市にいないです。言語の専門士を将来雇用する。それよって、こういう事業に参画していくというような方向性は、市長は考えたことはないですか。ぜひお願いしたいんですけど。

○加藤市長 まず、障害児の対応について、私は療育教室というのは入り口の話だと思っているんです。だから、入り口はきちんとやっぱり門戸開放というのか、きちんとやっておかなければならない。まず、この考え方から、一昨年ぐらいからこういう状況が続いて、一応窓口業務を県からの補助が駄目になって、市町でやるというような。それはいろいろあるんですけど、結局そういう形で、市町でこういう地域のものについてはやらなきゃならない。そうした場合に窓口がどうなのかという形で、経緯はございましたけれども、今回は紀北町と尾鷲市が一応資金を出して、社会福祉協議会に委託するという形になった。

ただ、専門職云々という話については、正直言って、まだ私もその辺の知識は非常に薄いんですけども、ただ、言えますことは、療育教室ということについては、

先ほども申しましたように入り口論なんですね。入り口をきちんとしておかないと、やっぱり次へは進めない。だから、要するにこれをきちんと、先ほどおっしゃったように小学校へのつなぎとか、それをどうするのかというときに、やっぱり入り口の部分をきちんと充実しておかないと、次については非常にしんどいのではないかなというような話で、この件についてはいろいろもう一度レクチャーを受けながら、その方向性はきちんと示させていただきたいと思っております。

○内山委員 予算書143ページ、委託料、地域子育て支援センター事業委託料で、ちびっこひろばなんですが、これは子育て支援の大きな役割の一つだと僕も考えていまして、子供の交流と親の交流、実際に僕の子供も参加させていただいて、母親もママ友を形成したりとか、その後の交流にもつながっている大きな事業だと思います。できるだけ多くの世帯の方に参加していただきたいんですが、今、対象世帯3割強というのを聞いたことがあるんですが、この辺、周知や行きたくても行きにくい人の対応について、今のところどう考えていらっしゃいますか。

○芝山福祉保健課係長 子育て支援センター事業につきましては、大変大事な事業だと感じております。利用者の数がどうしても今、減少傾向にありますのは、子供の数が減っていることが一つと、早くから保育園に入園させる保護者が増えたというところで減少傾向にあるのかなと思っております。

ただ、やはりこういった事業を知らない方がいらっしゃることにしましては、今後もう少しSNSを通した広報活動等にも力を入れていきたいと考えております。以上です。

○内山委員 知っていても行きにくいという方も中にはいらっしゃいまして、その方が何で行きにくいかというのを把握するのも一つ大きな貢献になるのではないかと考えています。なぜかという、子供を守る地域づくりにもつながっていくと思いますし、心の支えであったり、つまり児童虐待防止にもつながっていくという考え方があるんですが、この辺はどうでしょうか。行きたくても行きにくい方々への対応をどう考えていますか。

○三鬼（孝）委員長 その辺のところは、担当課で把握しておりますか。

○内山福祉保健課長 確かに在園されてない保護者の方と子供さんのためには、行き場としては有効的なひろばであると認識しております。

現状、行きたくても行けない子供さんということでございましたけれども、今後ちびっこひろばというのはそもそもどういうことで、こういった活動がされておるということ、十分参加されている方の御意見も聞き、されていない方がいかに参



加するようにできるのかといったような手だても今後考えていきたいと考えています。

○内山委員 相談もいろいろあると思うんですが、周知もそうなんですけど、そういう事情を聞き取ることも力を入れていただきたいと思います。よろしく願いします。

○野田委員 まず1点は、その他の項目かも分かりませんが、この間、新聞に出ました特別利用保育利用児の募集ということについて、これはその他の項目かも分かりませんが、市長に後で聞きたいと思いますので、まず、それ1点、その他で取り上げてもらえるかということ。まず、それを先に言っておかないと。

それと、予算書のほうですけれども、121ページ、委託料。僕、発信してもよろしいんだけど、今すぐできませんので、そちらで発信してもらえたら。121ページ。121ページの委託料のところ616万6,000円というのが上がっています。これについては、福祉保健センターの指定管理の部分が削減されたと見ていいのかも分かりませんが、前回、1,619万3,000円の指定管理料が上がっているわけですけれども、ただし、今年度予算で616万6,000円という委託料なんですけれども、トータルして運営費用を精査すると、ほとんど変わっていないと僕は判断するんですけれども、その点については直営管理の成果が上がっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○内山福祉保健課長 指定管理をお願いしていた頃から、今、直営ということになったわけですが、当然維持管理費については、どちらが運営しようと費用はかかるわけですが、今現在維持管理費については、市が運営しています関係から、社協さんが使用している事務所の使用料、あるいは、恐らく社協さんが使われる光熱水費等については助成金の中から差し引くという形で、その辺の調整はさせてもらっています。

また、ここの委託料にありますような自家用電気工作物とかビル管理等業務委託料等については、指定管理であっても直営であっても同じ費用が発生するというところで、維持管理についてはそんなに変わりはないということで考えています。

また、土日、祝祭日の窓口業務につきましては、社協さんに御案内についてはお願いしている状況でございます。

あと、例えば災害時の避難等についてはもともと社協さんが指定管理を受けていたということで、それらの対応についてはお願いしていただき、今年度についても、台風ではないんですけれども、豪雨の際については市の職員が常駐して避難者

の対応をしていたということで、今現在のところ、特に金額として大幅に費用が増えたとか下がったとかというような金額面でのメリット、デメリットはございませんけれども、ただし、尾鷲市が運営することによって、あの施設そのものに市の行事とか市の考え方とか市の事業について集客を行う際には、市民の皆様に対するPR等については、今までよりは力を入れていると考えています。

○野田委員 最後の後半部分の尾鷲市の事業、イベント等は直接的に話できるという、これは非常にいいことだと思っております。その中で、先ほど課長のほうから賃貸料の話で収入として戻ってくるという話ありましたけれども、金額的にはどれぐらいになるんですか。収入としてバックされるものは。

○川嶋福祉保健課係長 大体なんですかけれども、水道光熱費ですとかを合わせて230万円程度です。

以上です。

○野田委員 現状、光熱水費というのは、前回を見ますと782万4,000円というのが需用費の中で上がっているわけですね。これは運営費として必要な部分ですから、そこの部屋の賃貸料という部分とか、先ほど課長がおっしゃった、何点か言っていましたけれども、そういう部分の金額はどれぐらいになるのかなということをお聞きしたいんですけれども。

○川嶋福祉保健課係長 社協さんが占用されている面積から水道光熱費であるとか、賃料は含まれていないんですけれども、水道光熱費料を算出しまして、運営補助から差し引いた金額が230万円程度ということはやっています。

○野田委員 そうしたら、230万程度ということで、また後で確認させてほしい。

それと127ページなんですけれども、3款民生費の介護給付・訓練給付費の3億7,383万のところなんですけれども、今回というか、以前に就労継続支援という部分で、今回B型が上がっているんですけれども、B型が前年度より2,253万3,000円増加の形でなっているんですが、A型からB型へのシフトしたニーズが高いということ、前回の委員会でお聞きしたと思うんですけれども、この点に関する状況というのは、尾鷲市としては変わっていないんですか。

○内山福祉保健課長 就労継続支援B型事業につきまして、今、委員おっしゃられたように、本年度は7,961万8,000円で、昨年度が5,708万5,000円ということで、先ほど申されたような金額が増えています。これの要因につきましては、昨年やきやまふぁーむさんがA型からB型へ変わったことによる増額とな

っています。

ただし、昨年はB型については37名ということでしたけれども、やきやまふあーむさんの移行によりまして50名ということになりました。なぜかといいますのは、A型とB型というのは、A型については最低賃金はこの程度の額が必要という、確保するということがA型の決まりでございまして、A型とB型では賃金確保の金額が違ってまいりまして、A型で維持していくのは困難ということもあって、B型に移行されたということでございます。

○野田委員　　ということは、要はA型というのは就労継続支援の部分については、雇用契約を一応基本的には結ぶとかと書いてあるんですけども、もう一つのB型のほうは、雇用契約は結ばず、通所によってやっていくということですよ。そこから辺の部分の関係していると判断してよろしいですか。

○内山福祉保健課長　　基本的には最低賃金を確保してあげなければならないということもございまして、それは尾鷲市内におけるA型の就労の事業に関して業務量自体も確保することも困難であるということも要因の一つではないかと考えています。

○野田委員　　同じく127ページ、ちょっと細かいことになるんですが、真ん中ぐらいに生活介護事業費が1億1,826万6,000円というのが今回計上されています。あと、共同生活援助事業費というのが5,032万3,000円と上がっているんですけども、これの増加要因というのはどういう理由があるんですか。

○内山福祉保健課長　　生活介護事業費については、入所の方と通所の方とみえまして、増額となった理由といたしましては、通所が33名から39名ということで6名が増えたことと入所が24名から21名、3名減った。それぞれ相殺ということで増額となっております。

それから共同生活援助事業につきましては、向井のまぐのりあの家というところのグループホームが増えまして、3名増えました関係で、こういった金額の増額になっておるということでございます。

○小川委員　　予算書の137ページあたり。この中に日常生活支援事業という社協がやっている部分があると思うんですけど、これ、どこにあるのかが分からないものですから、これ、このページの中には含まれていないんですか。

○内山福祉保健課長　　日常生活支援事業につきましては、121ページの社会福祉協議会運営助成金4,913万7,000円の中に、日常生活支援事業委託料として20万8,000円が含まれております。

○小川委員　この日常生活支援事業、高齢者の方にとって大変大事なことだと思うんですけど、日常の金銭管理サービスであるとか、書類などの預かりとか、今、20万と言われましたけど、何件ぐらい予定されているのか、また、利用者の利用料、1人幾らぐらい、月幾らかいると思うんですけど、その利用料はこの助成金の中に含まれているのかどうなのか。

○内山福祉保健課長　生活支援につきましては、まず、平成31年3月現在で18名の方が御利用されていまして、この予算につきましても同じく18名の方の御利用を予定した予算計上となっています。

それから、支援を必要とする方の使用料につきましては、課税、非課税によって違うんですけども、基本1回当たり1,200円の使用料となっております、それに対する補填としましては、市のほうから2分の1の600円補助しているということでございます。

(「どこに入っているのか」と呼ぶ者あり)

○内山福祉保健課長　その補助につきましては、市のほうの社会福祉協議会への助成金の中の委託料の中にその分が含まれているということでございます。

○小川委員　今、含まれているということで。

それと137ページの地域支援事業(任意)の中に、成年後見人申立手数料というのがありますよね。それともう一つ、129ページにも地域生活支援事業費の中にも成年後見制度申立手数料というのが5万円ついているんですけども、これどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○内山福祉保健課長　まず、137ページの地域支援事業(任意)の成年後見人につきましては、高齢者の方を対象とした成年後見人に対する費用ということでございまして、もう一つのほうの129ページにつきましては、障害者の方に対する成年後見人の制度ということで、二つの予算に分けておるということでございます。

○小川委員　今後、認知症だけじゃなしに、高齢者の方が増加して、ますます先ほどの日常生活支援事業であるとか後見人制度とか、非常に大事になってくると思うんですけども、今後、この間も一般質問でもさせていただいたんですけど、市民後見人のサポートセンターを作れとか言わせていただいたんですけど、また、要綱の改定とかも必要になってくると思います。

ちょっと言い忘れましたが、後見人の手数料があるんですけど、利用料の補助とかも併せてお答えください。あれば。

○内山福祉保健課長　利用料の補助といたしますか、障害の方であっても高齢の方

であっても、それぞれ成年後見人の方に報償費という形で謝礼を支払う必要があります。これは、市長申立ての際の報償費でございますけれども、生活に困られておる方については当然市がこの予算でもって手当てをすることによってでございますけれども、その方の所得であったり、収入であった場合においては個人で負担していただくこととなりますけれども、市としてはそういった状況に合わせて、市のほうでこの予算で執行していくということでございます。

○小川委員　　10万4,000円の中と言われましたけど、そういう補助がないので利用する方も少ないんじゃないかと思うんですけど。結構要りますよね、後見人を立てると。そういう利用料が大変なので進まないんじゃないかと思います。また、周知も足りないと思うんですけど、どうなんでしょうか、その点は。

○内山福祉保健課長　　後見人を立てた場合の費用については、例えば137ページの地域支援事業でいきますと、2万8,000円掛ける12か月分ということで予算を見させてもらってまして、生活に困られている方についてはこの予算でもって支出することになっています。

それから、今おっしゃられましたPRの件についてですけれども、この件については、私も三重県の中でも、裁判所、行政書士さん、あと他市町、あとは地域包括のほうで協議を行ってまして、三重県でもセンター化をしているところは中勢以北には実際あることはあるんですけども、まだ実際設置されたところについても運用はなかなかうまくいっていないというか、十分運用が図られていないというような話も聞いてございました。まずはとにかく相談を受け付けるような窓口を設けることによって、今後そういった取組も広がっていくんじゃないかというような話も聞いていますので、先ほど委員おっしゃられていました要綱の話もございましたけれども、要綱の整備もきちんとやって、まずはそういった体制をどういった形で取り組んでいくのかということから取り組んでいきたいと考えています。

○小川委員　　地域支援事業（包括）のほうなんですけど、認知症総合支援事業委託料ってありますね。認知症で困っているのは、BPSD、認知症の症状、行動、それに対する対処マニュアル、一般質問させてもらったんですけど、マニュアルを作ると言われましたよね。あれの予算はこの中に作られるんですか。もし作られるのであれば、この予算はここに入って含まれているのかどうか。

○内山福祉保健課長　　BPSDの関係につきましては、これまでも認知症ケアパスという形も作っておるんですけども、それだと十分理解しづらいというか、分かりにくい方がおみえになるということもお聞きしておりますので、137ページ

の地域支援事業（包括）の中の委託料の真ん中の認知症総合支援事業委託料のほうの委託料の中で、新たに分かりやすい手引のようなものを新年度に作っていきたいと考えています。

○小川委員　　大体、申し訳ないですけど、どれぐらいの数、どれぐらいの予算というか、この中に含まれるということなんですけど、どれぐらいかかるんですか。

○川嶋福祉保健課係長　　今のケアパスのもう少し分かりやすい形にしたもの、ページ数も少ないものですね。ですので、広報に折り込むような形で全戸配布のような形で考えています。

○小川委員　　もう一点です。もう一点もう一点と言っていますけど。最後に、たくさん支援事業の中にもいろいろあるんですけど、包括という言葉ありますよね。一般の人に聞くと、地域包括支援センター、何するところか分からないという人、結構いるんです。あれ、高齢者の何でもよろず相談みたいな形だと思うんですけど、分かりやすいようにもっと大きな看板で、何でも相談というのは、木の看板がありますけど、前も言いましたけど、分かりにくい、何をやっているのか分からないというのがよくありますので、包括という意味がどういう意味なんだとよく聞かれますので、もっと分かりやすくすれば相談も増えるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○内山福祉保健課長　　その辺につきましては、例えば具体的なこういった相談というようなことが分かるように、詳細も含めて、今後協議させていただきたいと思います。また何らかの形で表示についても分かりやすく表示したいと考えていますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○南委員　　131ページの老人福祉費の中で在宅援護事業です。報償金、敬老の日の祝い金ということで11万9,000円ついているところで、今の尾鷲市として、例えば100歳以上の方の祝いは、恐らく市として花束と市長が訪問していただいて、金一封をプレゼントしていると思うんですけども、90歳ぐらいからやっていたんですかね。そこら辺の祝い金の内訳と、その下の老人クラブ連合会の助成金175万6,000円ということで、昨年度と比べると10万余り減額を補助金としてされたということで、最近、聞いておると、老人クラブ自体が解散するクラブ自体が、ぼちぼち増えてきつつあるということで、そういった意味での市役所としての支援対策というんですか、そういったのをどういった方向で支えていくのかなというような考え方と、それと、その下のシルバー人材センターの運営補助金284万7,000円、この件についてはもうずっと以前から市の補助金を増やし

ていただいたら、国がそれに準じて、国のほうも倍額に増やしていただくということで、倍額の要求は10年ほど前からあったと思うんですけど、かなり。増やしていただきたいということで。依然として増やしてもらえないということで、シルバー人材としたら非常に厳しい運営をなされておると聞いております。そういった面の補助金の、特にシルバー人材についての補助金の考え方。

以上3点、まず。

○内山福祉保健課長　　まず、敬老の日祝い金の報償費の11万9,000円の件でございませけれども、内容につきましては、最高齢者1名の方に1万円、それから、100歳の方10名に対してそれぞれ1万円掛ける10名の10万円、それから、花代として9,000円の花を3名分ということで11万9,000円の予算計上といたしております。

それから、老人クラブ連合会の助成金の昨年185万5,000円が175万6,000円に減額となったことにつきましては、昨年は26クラブがございましたけれども、賀田と三木里のクラブが2クラブ抜けられまして24クラブに減ったということでの減額となっております。

それから、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金につきましては、例年どおりの284万7,000円ということでございます。先ほど委員おっしゃられたように、尾鷲市からシルバー人材センターへの助成金を増やしたとすると、同額の助成が国のほうから支給されるという話は伺っております。

今回もそうですけれども、市の補助金なり助成金、運営補助金であったり、様々な助成金があるわけなんですけれども、31年度の当初予算編成におきまして、補助金については一律1割カットというような当初予算編成の中で方針が示されました。その1割カットについては、全ての補助金を1割カットというわけではなくて、それぞれの補助金のこれまでの成果であったり、検証であったりということも含めて、見直しをそれぞれの担当課には委ねました。

福祉保健課としましては、シルバー人材センターについては、高齢者の方の生きがい対策でもあるし、また一方で、地域で困られている高齢者の方の、例えば庭の剪定だったりといったことで、本人もそうですし、地域の方々に対する意味もあって、この助成金は十分必要な助成金であるといったことで、今回この額については減額はせずに現状維持ということにいたしました。

国の補助金が増えるということでもありますけれども、そのためには市の補助も増やさなければならないということで、そこについては、やむを得ず、現状維持

ということで御理解いただきたいと考えています。

○南委員　今のシルバー人材のほうは、特にこの件については据置きということで減額しなかったということなんですけれども、一つのシルバー人材の事業というのは年間七、八千万の事業を多分やられていると思うんですね。そういった意味で、高齢者の方の生きがい対策ということで、結構元気のいい方ばかりが一生懸命働いているなというのを目の当たりにするんですけれども、そういった意味では、毎年やる決算報告も十分精査していただいて、できる限りシルバーの要望は応えていただきたいなという要望と、それと一つちょっと余分になるんですが、いつも地下の下にある事務局をどこか移転できないだろうか、これももう以前からの一つの懸案事項だと思うんですね。その後、事務所の移転のほうについてはどういう話になっているんですか。最近聞いたことないものですか。

○内山福祉保健課長　すみません。事務所の移転の件については聞いてはいないんですけれども、ただし、例えば作業を行う際の車の配置についてはちょっと不便を来しているというような話は聞いています。今現在、地下の駐車場に軽トラックを2台あるいは3台ですかね、あと作業用の草刈り機の道具を置くような場所は確保はさせていただいているんですけど、部屋の移転ということまでは、今のところ伺っておりません。

○南委員　最後で、先般、財政課のほうから市の公共施設の維持管理の在り方ということで説明いただいたんですけれども、できたらそういった公共施設の中で、空いているような公共施設があれば、ぜひともシルバー人材のほうで事務所として利用していただけるようなあれないのかなというようなことを、今、ふと思ったんですけれども、僕もちょっといろいろ聞いてみますので、市のほうとしても、できるだけそういった利用ができるようなところは、いろんな意味で利用していただくよう考慮を入れていただきたいと思います。

○仲委員　1点だけ。予算書137の地域支援事業の生活支援体制整備事業委託料1,142万4,000円。主要施策の予算概要の29ページ。今回の予算では、1,142万4,000円、前年度比較で300万程度増加しています。その増額の事業内容を御説明いただきたいんですけど。

○川嶋福祉保健課係長　包括的支援事業の300万の増額なんですけど、これは社協のほうに事業委託しているんですけれども、主には人件費の増になります。以前は臨時職員が担当しておったんですが、正職員2名の体制にしまして、生活支援体制をさらに強化していくという意味で人件費を増額しております。



以上です。

○仲委員 前年度も各地域において高齢者の在宅生活を支えるということで、見守り、ごみ出し、買物、サロンなどの生活支援の仕組みづくりを進めるということで、今回で3年目かな。今回についてはいろいろコーディネーターが中心になってというような書き方もされているんですけど、高齢者の在宅生活を支える仕組みづくりを進めると。やはり結論は仕組みづくりなんです。

それで、仕組みづくりで終わってしまうというのが、いささか僕も懸念されているもので、例えば委託先の社協のほうから仕組みづくりの次のステップの提案は、今のところございませんか。

○川嶋福祉保健課係長 仕組みづくりに続きまして、昨年度から支え合い応援隊という地域のボランティアさんの育成に努めています。といいますのも、地域で支えるという意味では、まず、高齢者の方は支えられる側ではなくて支える側の方もたくさんいらっしゃいますので、その支える側の担い手の育成という意味でも、ボランティアを育成しまして、仕組みづくりに参画していただきたいと考えております。

○仲委員 財源が特定財源で、広域連合から来ると。委託の委託ということで、それはそれで財源よろしいんですけど、やはり今回3年目ということで、仕組みづくりをずっと続けるわけには、僕はいかんと思うんです。来年、再来年。仕組みづくりからどういうふうな成果があって、どういうふうな地域に在宅生活を支えていくかという、本来の結果を今年度は見詰めながらやっていただきたいという、やはり委託事業の中身なり、指導をお願いしたいんですけど、どうですか。

○内山福祉保健課長 仕組みづくりについてなんですけれども、先ほど申しました支え合い応援隊のことも含めて、尾鷲市と社協さん、それから老人クラブの方も協議の中に入っております。仕組みの中で、まずは成果の中で、まず地域でできることは何かあるのかということ特定して、できることからつなげていこうということで、仕組みということから展開という、そういった形に今後広げていきたいと考えております。

○野田委員 全般的な委託料の話で、今回、今年度というか、令和元年度の話になるんですけど、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画をつくられましたが、これの作成費用が令和元年度で273万2,000円、平成30年度で247万4,000円の債務負担行為で合計520万6,000円がこれに使われている。この事業計画ではつくらなあかんことは分かるんですけど、自分たちが

もっとこれに入り込んで、コストというか、策定業務委託料を削減できる部分がある気がしますので、一言付け加えておきたいんですけど、これは福祉保健課だけじゃなくて、その点の考えをちょっとお聞きしたい。

○内山福祉保健課長 令和2年度におきましては、新たな計画といたしまして、紀北、障害児、尾鷲市、障害者の計画をつくるということで予算計上させていただきました。この点につきましては、尾鷲市と紀北町の共同作業ということで、紀北町と協議した結果、尾鷲市と紀北町独自じゃなくて、計画策定業務の支援をいただくということで、いずれかの業者さんをお願いしていくという形での予算計上になっています。

ただし、3年に1回の高齢者福祉保健計画につきましては、計画委託料という形ではなくて印刷製本費その他もろもろの費用で58万ぐらいだったと思うんですけど、その程度の費用で自前でやっていきたいということでございますので、できることは自前でやるという考えは持っております。

○野田委員 今、課長の話で、ある程度の理解というか、前向きにやっているのかなとは思っているんですけども、紀北町との兼ね合いでどうこうということはまた難しい部分があると思うんですけども、何回も繰り返しになりますが、尾鷲市内でできることは、やはり意識を持って、こういう策定費用というものは、自分たちの知識とか能力を高める意味も含めて、やはりそういうところに軸足を置いてというか、重点を置いてやっていただきたいというのが気持ちです。それだけちょっと付け加えておきます。

以上です。

○小川委員 139ページ、予算書の。生活困窮者自立支援事業費が782万円ですか。これって、内訳、中身、就労支援とか住宅確保であるとか家計相談とかあったと思うんですけど、この中身はどうなのか教えていただけませんか。

○内山福祉保健課長 まず、委託料の761万9,000円につきましては、生活に困られている方が今後どうやって自立されていくのかといった自立相談を受けるというのが一つの目的でございます。あと、この方々が毎月毎月得ている収入の中で、規則正しくといいますか、翌月に持ち越さないような家計相談についても相談を行っているというものがこの委託料でございます。扶助費につきましては、このとおり、住宅確保のための資金、月額3万3,400円の1人分の6か月分を給付することによって、今後自立を促していこうといったものでございます。

○小川委員 先ほど野田委員のほうからも委託料の話がありましたけれども、こ

れを聞く限りでは、ほとんど人件費じゃないのかなと思われるんですけども、生活保護をするときは、ここが相談窓口になっていますね、福祉保健課が。これも担当課でできないですか、委託料で。多分、委託料というか、人件費でこれだけかかるのだったら、担当課でできるんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。

○内山福祉保健課長 当然、生活保護に至るか至らないかということの御相談については、3人のケースワーカーがそれぞれ対応しているわけですが、この財源内訳を見ていただきますと、9の生活困窮者自立支援事業費というところで国県支出金513万8,000円という補助金がございまして、この補助金を活用する形で事業委託ということで今現在予算として組み立てておりますけれども、当然それに至るまでの自立相談、家計相談については我々職員でまず行って、継続的な支援については補助金を頂く中での委託事業ということで、今現在のところ考えているところでございます。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○村田委員 確認だけしておきたいんですけども、先ほど社協に助成が4,900万、それから、委託料として6,600万ということで、大体1億1,500万ぐらいの金が出ているわけですが、確認というのは、以前、社協、かなり勝手なことをいろいろやって、たしか申し上げたと思うんですけども、助成したり委託しておるんですから、当局としても、その辺のところはきちっと物を言えるような体制にしてほしいということをお願いしたと思うんですよ。その後、社協とのやり取り、連携はどうなっているか確認しておきたい。

○内山福祉保健課長 今回の予算編成に当たりましては、当然社協さんのほうから予算要求は出てきますけれども、その詳細について相当折衝はさせていただきました。不要不急のものとか、必要不可欠なものかどうなのか、本来そういった費用が必要なのかといったことも含めて協議した結果、僅かではございますけれども、助成金については昨年度より下げさせてもらいましたし、ある一定のシビアな判断をさせてもらったと考えています。

○村田委員 予算はそうやられたんでしょうけど、私の申し上げているのは、さっき奥田さんも言われたけど、もうけなならん、もうけなならんとかいう言葉が出たり、それから、社協独自で勝手に、こんなことを何回も言いたくないんですけども、定年を延ばしたり、いろんなことをやっている。それがいろいろあって、私も申し上げたところなんですけれども。幾ら離れているといっても、独立しておる

ように見えていますけれども、助成金とか委託料を出しておるわけですから、当局として、基本的にはこうあるべきだ、この点についてはこうあるべきだというような意見は言えると思うんですよ。そこの辺が全くこれまで、課長じゃなかったと思うんですけれども、連携が取れていないということで、言葉は悪いですがけれども、自分で勝手気ままに社協を切り回しておったというような実態があったんですね。ですから、そこら辺のところを当局としても絶えず目をつけて、絶えずというか、子供じゃないんですから、そうそう口出しはできないでしょうけれども、基本的なところはきちっと押さえておくということをぜひやっていただきたいと思うんですけれども、課長、その辺はいかがでしょうか。

○内山福祉保健課長　先ほどは予算のことだけにお話しさせてもらったんですけれども、この間の委員会でそういった御指摘を幾つか受けた中で、私が社協さんのほうにお邪魔させてもらって、トータル的な話もさせてもらいました。それまでもそうだったんですけれども、もともと協力的に相談には乗っていただいていたんですけれども、その後は特にこちらの要望であったり、あるいは社協さんが困っている相談事については、事細かくこちらのほうに連絡をいただくというような形を取っていただいていますので、こちらの考え方はある一定理解してもらったと私は理解しております。

○村田委員　それはよかったですね。さすが課長だと思います。ですから、やっぱり何回も言いますけれども、こちらがポイントポイントはきちっと押さえてやっていかないと、誰が会長になっても、誰が理事長になっても、そういうことはきちっとしていくということを、当局の意識として持っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○楠委員　社会福祉協議会への委託業務は相当ある関係上、運営に当たって、市がやるべきところと社会福祉協議会、これ民間ですからね、その辺の委託に当たっても契約行為はちゃんと個別にされているとは思いますが、市の担当者と社協に委託している内容が重複するようなことがあるのか、ないのか。あるのであれば、すみ分けはちゃんとしなきゃ、委託に当たっての考え方を整理しなきゃいけないし、ないのであれば、それを委託の業務の中にしっかり反映しているのかどうかもやっっておかなきゃいけないと思うんですけれども、その辺は、今、実態、委託契約に当たっての考え方はどうでしょうか。

○内山福祉保健課長　尾鷲市がやる自主事業と委託事業について、すみ分けはさせてもらっているんですけれども、委員おっしゃられるように、明確にすみ分け、

一定の線のところで切るというのはなかなか難しいところがございまして、まずは、例えば市に相談があって、そのつなぎとして社協さんに委託料の中での業務としてやっていただくことが望ましいという判断も出てきますので、それぞれ連携を取りながら、その辺の市でやる業務、あるいは委託としてやっている業務、その辺のすみ分けは、今後もきっちりと決めていきたいと考えています。

○楠委員　　しっかりすみ分けしてもらおうのと、一応、皆さん福祉保健課として、職員が業務の内容で重複してないかどうか整理しておかないと、事業費目が多いですから、どうしてもプラスアルファのわけの分からない仕事も入ってくる可能性があるんで、その辺のすみ分けをしっかりして、福祉関係の業務がスムーズに流れるようにしておかないと、結局、庁内のほうで何か変なものがたまってしまうということのないようにしておかないといけないんじゃないかなというところが気になるので。どうでしょうか。

○内山福祉保健課長　　その辺については、そもそも市の役割と社協さんの役割をまず大前提において、その大前提の上に立った上で委託契約を結んで、しかも業務遂行に当たっては、気づいたときにはその都度その都度解決していくといった形を取っていきたいと考えています。

○楠委員　　そこを期待して、1年後には業務量がこういうふうに軽減できましたとかいうものを期待して、ぜひ報告してほしいなと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、これで議案第13号の審査を終わります。

10分間休憩します。

（休憩　午前11時08分）

（再開　午前11時17分）

○三鬼（孝）委員長　　休憩前に引き続き再開いたします。

議案第23号ですけれども、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてでございますけれども、御承知のとおり、12月定例会の常任委員会で素案が示されまして、2月19日に行政常任委員会で最終の計画の説明を受けまして、質疑も行っておりますので、何かその後の御発言ありましたら、どうぞ。

課長のほうで、特にないですね。

- 内山福祉保健課長　　2月19日の常任委員会で第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について御説明させていただきました以降、内容については変更はございませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。
- 奥田委員　　そうしたら1点、資料1、今回入れていただいているので、確認なんですけれども、令和元年11月28日に第2回尾鷲市子ども・子育て会議ですか、ここで素案の説明をされているということですね。ここでも何の異議もなかったということですね。この子ども・子育て会議で異議もないのを、私ども12月議会でも素案の説明を受けた。ただ、その後、先日2月19日の委員会でちょっと内容が追加されましたよね。39ページのところかな。非常に重要なところですよ、ここは。施策の展開というところで、基本目標のところですからね。そこの主要施策のところ、発達段階に応じた質の高い保育、教育が各保育園、幼稚園で提供されるよう保育内容の充実に努めますということであったのが、2月19日の委員会では、その下に認定こども園を検討するというのが追加されたわけなんです。この辺の経緯がよく分からないんですよ。やっぱり取ってつけたように、急に慌てて、1月31日の日に市長、教育長から尾鷲幼稚園のPTAの方々に回答書を出した、その中で認定こども園を来年からやる、尾鷲幼稚園を廃園するということを突然言われた。だから、慌ててこういうふうに追加したんじゃないかとどうしても勘ぐってしまうんですけれども、いかがですか、その辺は。
- 内山福祉保健課長　　この計画につきましては、子ども・子育て会議のほうにも説明し、12月のこちらの常任委員会でも説明させていただきましたけれども、その後2月6日に開催しました子ども・子育て会議までの間に何度もそれぞれ確認作業を行ってまいりました。その確認作業を行う中で、基本目標と後ろとの整合性とか、漏れがないかとかということでチェックさせていただいた中で、78ページのほうでの認定こども園の推進ということでの記載はございましたけれども、基本計画のほうに主要施策に記載漏れがあったということで、そのことにチェックさせてもらっている最中に気づいて、このことについて記載させていただきました。
- このことについては、本当にもちろん故意では全くなく、純粹に何度も確認作業を行う中で、確認した上でこのことを記載したということでございますので、その辺につきましては御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 奥田委員　　この資料1を見る限り、これ前回平成27年につくっているんですけど、5年前。今後、令和2年度から令和6年度にかけてまた新たに5年間の計

画を立てなきゃいけないということで、令和元年度を見ても5月からヒアリング、全庁内にヒアリングやったりとか、8月にも尾鷲市子ども・子育て会議をやったりとかずっとしているわけですよ。11月28日は素案を示している。確かに認定こども園という話は、検討していくという話があったと思うけど、具体的な内容は一切教育委員会から我々説明受けていません。

そういう状況の中で、確かにこの流れでいくと、39ページ、やっぱり各保育園、今後次のこの4月からの令和2年度からの5年間も、基本的にこれまでどおり各幼稚園、各保育園で幼児教育の充実に努めていくというのが自然な流れだと思うんですよね。だから、この非常に重要な施策の展開の主要施策のところで認定こども園というのはうたっていないと思うんですけどね。

後半のところには、認定こども園を検討するというのはありますよ。でも、この主要施策のところではないわけなので。本当に取ってつけたように。市長のトップダウンなのかどうか分かりませんよ。どうしてもそういうふうに、こういうふうな経過を見れば見るほど、突然市長がトップダウンで決めたと。行政手続というものを全く無視したようなやり方で、議会も軽視し、市民も軽視し、軽視じゃないですね、無視ですよ。議会無視、市民無視の形でやったとしか僕は思えないんですけども、市長、この辺どうですか。この期に及んでも普通にやってきたというような説明つきますか、この資料1を見ても。市長自身がトップダウンというか。トップダウンかどうか分かりませんよ。やれ、もうこれでやるんやとって勝手に決めて進めたとしか思えないじゃないですか、これを見る限り。手続を取っていますか、きちっと。

○加藤市長　今回の子育て支援事業計画・母子保健計画につきましては、従前からずっと担当並びにいろんな関係者で打合せしてきたことであって、事の経緯について、現状の最終案としてお示しさせていただいている部分については、一部手違いというようなことがあったということをもう既に福祉保健課長のほうから説明があった経緯でございます。特段云々という話では一切ございませんので、その辺のところを御理解いただきたいと思っております。

○奥田委員　最後にしますね、この件につきましては。ただ、この子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてなんですけど、この39ページの表現ですね。39ページの下、主要施策（1）保育、教育サービスの充実、先ほど申し上げたように、発達段階に応じた質の高い保育、教育が各保育園、幼稚園で提供されるよう、保育内容の充実に努めますと。またと書かれて、現在、認定こども園はあり

ませんけれども、今後認定こども園の検討を行いますという書き方で、質疑させてもらいましたけれども、どう考えても来年度から認定こども園、私ども全然まだ認定こども園の説明を受けていませんけど、認定こども園、保育園型でやるような進め方をしているじゃないですか。いろんな種類ありますけど、保育園型の認定こども園をやるというふうに進めているような傾向ありますけれども、これを見る限り、来年度から保育園型の認定こども園をやるなんていうことは書かれてないじゃないですかね。

だから、やっぱりこの計画というのは、市長は思いとか、そういうのは違うんや、方針とは違うんや、計画と違っていいんやみたいなことを質疑でも言われていましたけれども、じゃあ、何のための計画なのかということになるじゃないですか。高いお金を使って、計画をつくって、今回でも委託料が物すごく上がって、これ、どうなんですか。これ自体の文章、僕はおかしいと思うんですけども、これでいいんですよね。これで教育長なんかも、「検討する」は検討して推進することだという、含まれているんだということ。検討するというのは検討するんでしょう、これも。その辺は福祉保健課としてはどう考えているんですか、この文章を。これは検討して推進していくという意味ですか、これは。課長としてもどうですか。

○内山福祉保健課長　この文章につきましては、5年間の計画期間という期間の計画でございまして。

(発言する者あり)

○内山福祉保健課長　はい。認定こども園の検討を行うということですね。あくまで検討すると。もう少し言わせてもらえれば、検討した結果、結論が早く出る場合もあるし、遅く出る場合もあるし、結論が出ない場合もある。ですので、検討する、協議を行うという表現の記載ということを理解しています。

○奥田委員　失礼しました。質疑でもそう言われていましたね、課長はね。だから、福祉保健課としては、これはあくまでもこの表現どおり、令和2年から令和6年までにかけて検討するというふうなことなんですよ。

○楠委員　若干、奥田委員と重複するかもしれませんが、基本目標の2のところで、先ほど言った主要施策は、基本計画でも何も出てこなくて、基本計画、いわゆる総合計画そのもの、基本計画そのものに何も書いていないのに、なぜ上位計画より先に主要な施策として出てくるのか、その辺の考え方を示してもらえますか。どういう根拠なのか。

○内山福祉保健課長　上位計画というのは後期基本計画ということですかね。後



期基本計画の68、69ページには、未就学児への支援ということで施策の現状、課題とか今後の取組というところでは認定こども園という表現はございません。関連する計画として尾鷲市子ども・子育て支援事業計画というところが下の備考のところには書いているかと思えます。それと、この後期基本計画は当然後期ですので、これの前期基本計画が第6次ということであるんですけれども、そちらのほうでは、74、75ページの未就学児への支援というところがあるんですけれども、こちらの計画については当然10年間を通した計画、前期含めた全体、こちらのほうは後半の5年間という計画でございます。2012年から2021年までの第6次総合計画の中には、施策の現状と課題ということで、市では未就学児が年々減少している中、保育園では定員を上回っていますが、幼稚園では定員割れが続いていますということで課題の押さえ方をされております。

その対策といたしましては、家族形態やライフスタイルの変化などにより、未就学児支援への市民ニーズが多様化していることから、幼保一体化への対応や安全で安心な施設運営が必要だということで記載されております。

前期の第1次子ども・子育て支援計画につきましては、当然27年から31年までということで計画をつくっておりましたので、表現としては、認定こども園の普及をはじめということの表現にとどまっておりますけれども、総合計画の6次の2012年から2021年までの間には、既に課題ということでは押さえ方はされておりましたし、認定こども園という言葉としてはないですけれども、一体化への対応も必要であるという認識は、この当時からされてきたということも私も理解しておりましたし、前回も普及ということもありまして、三重県下でも55施設の認定こども園がそれぞれの様々な形で設置されておいて、全国的にも7,000以上の施設があるということで、尾鷲市もこういったことには検討を当然すべきという考えから、今回の第2期子ども・子育て計画には、検討するという表現で記載させてもらいました。

以上でございます。

○楠委員 前期は前期でいいんですよ。後期でも主要の取組の方針の中に、少し記載の方法を変えて、戦略だとか重点とかいろいろ書き込みをしてありますよね。そういうこともなくて、かぶさっているとしても、主な取組の方針は基本的には大事なことなので、記載がないこと自体は、あくまでも保育園と幼稚園ということを重点的に置いているわけですよ。今、課題でしか出していないわけでしょう。だから、今回のこの見直し、子ども・子育ての関係も、現状と課題の中に落とし込む

だけで書くのか、主要な施策にするのであれば、今回見直しを予定している総合計画の2年間をちょっと待って、そこにしっかり落とし込んでからこれをやればいいだけの話でしょう。違いますか。

○内山福祉保健課長 認定こども園という言葉というよりは、考え方として幼保一体として、今後、教育、保育をやっていくというもともと総合計画の趣旨には考え方は一致しているのではないかなと思うんですけども、後期の基本計画をつくる際にでも、前期、10年間を見通した計画の課題というのは当然あったわけだと思っておりますので、本来この後期にもそういった表現を、課題ということで認識して、ここに記述すべきであったんじゃないかなと、今では考えています。

ただ、この後期のところをよく見てみますと、浸水域での地震とか災害を想定した移転のことに注目し過ぎて、そちら辺の課題についてどうも記載がされているようで、子育てとといいますか、幼保一体化とといいますか、今後の児童数の推移とか、そちらのほうの視点がちょっと欠けていたのではないかなと。その辺ではちょっと反省すべきところだと思います。

○楠委員 今、課長が反省すると言ったのだから、総合計画の見直しもあるので、委託料も相当盛っているわけですから、ちょっと時間を置いて、「また」のところを一応当面置いておいて、逆に言うと、現状課題で新たな制度として認定こども園が日本全体に充実してきているので、その視点でこれから検討していきますぐらいならいいんだけど、主要施策としての置き方が、体系的に言ったら、基本的には総合計画、基本計画があって、それに各部門が関連する計画がぶら下がっているわけですから、市長もよく言っている横串、縦串を見たときに、整合していないところは一回置いておいて、2年後の総合計画を全体見直ししたときに、改めてこども園という新たな事業施策みたいなものをしっかり置けばいいんじゃないですか。今、慌ててここの個別計画にごってり書く必要はないんじゃないですか。

ただ一つ言えるのは、62ページで、量の見込みとというところで、教育とか保育の給付の関係で各認定の行為がありますから、これは制度として、今ありますよ、こういうこともあるんですよというのは知らせることはいいと思うんですけど、今度基本目標2のところでも改めて主要施策にがつんと押し込むこと自体が、体系的に見たら、総合計画も基本計画も要らないよね、個別計画を全部書けばいいんじゃないのと、読める人は読んじゃいますよ。ということは、尾鷲市には総合計画も基本計画も要らない、各部門が好き勝手に書けばいいんだということによろしいんですか。

- 内山福祉保健課長　　第6次総合計画の10年計画には考え方は示していましたが、後期にはそういった表現、実際のところ示されておりません。ここについては、先ほど申しましたように、そういった視点がちょっと漏れていたというか、別の視点の耐震化とか浸水域のほうへ行っていたという落ち度があったんじゃないかと思っていますので、今後、第7次総合計画をつくっていく上では、そういった視点は当然設けるべきであって、私どももそういった形でこの計画に参加していきたいと思っております。
- 楠委員　　課長の言うことは、私もよく分かりますけど、これはもう2年待てばいいんじゃないですかということを知っているのだから、その辺はどうでしょうか。
- 内山福祉保健課長　　国の制度という流れもございまして、三重県下における状況もございまして、あくまで検討するということでもございまして、そういった表現について、ここに記載はさせていただきたいと考えています。
- 楠委員　　ということは、次の計画、総合計画の見直しにおいても幼稚園という記載は残るということでよろしいですね。
- 内山福祉保健課長　　すみません、幼稚園という記載が残るということですかね。今後つくっていく計画のことですので、今後の協議の中でのことだと思いますけれども、今、現段階で先の計画についての中身の表示について、現状況では申し上げることは差し控えたいと思います。
- 楠委員　　では、最後にしますね。であれば、主要施策じゃなくて、現状・課題のところ、**「また」**の3行を入れれば十分じゃないですか。
- 内山福祉保健課長　　78ページの幼児期の学校教育の一体的提供及び推進に対する体制の確保の内容ということで、体制の確保ということでこういった検討が必要という形で組立てを、この計画しておりますので、体制の確保というところで表現しているのに、その主要施策のほうでそういう表現が漏れているという不都合が生じるという組立て方をしていますので、そういう意味では、主要施策のほうにこういった表現が必要ではないかということで、検討という形でもって表現させてもらっているということでもございます。
- 楠委員　　今、78ページの説明も、確かに検討を行うというのだったら、主要施策じゃなくて、私が言っているのは、現状・課題で置いておいて、認定こども園の検討を行いますぐらいだったらいんじゃないですか。それで、正式に総合計画とか基本計画が変わったときに、そこに改めて主要な戦略だとかを重点として、認定こども園の云々と書いておけば、一部改定ぐらいで済むわけですよ、2年後に

は。今すぐやることはありませんと言っているんだから。だから、ここに慌てて書く必要はないんじゃないですか。逆に言うと、2年間の猶予の中で、しっかり上位計画が落ち着いたら、そこに一部改定で押し込むということをするればいい。何をやりたいというのは、国の方針だとか県の方針がこうだから、下手すると補助金がもらえないとか、整備費がもらえないから書かなきゃ駄目なんだと、そんなに慌てることはないですよ。その辺どうなんですか。

○内山福祉保健課長　総合計画とそれぞれの各単組の計画というのが、その計画の始期と終期が同じであったら、そういった作業ということも当然可能なんですけれども、計画の時期が若干ずれていることもあって、現状においてどうなのかという判断をしたときに、こういった表現をすべきではないかという判断でこういった記述をさせていただいています。

○楠委員　私、前も質疑とか、いろいろなところで言っていますが、こういう整合性の不整合が起きるから、総合計画に、今回見直しするのであれば、短冊の各部門の計画を整合が取れるように、総合計画なり、基本計画なりに合わせていくことが必要じゃないかということを行っているわけですよ。今の話だと、ずれるからずれるからといったら、全部ずれちゃいますよ、当たり前の話なんですよ。だから、今回は総合計画と基本計画ができたなら、その段階で一部改正するとか追加するかということでも十分対応できるのでしょうか。

○内山福祉保健課長　今回のこの計画については、先ほども何度も繰り返しになるわけですが、前回の27年から31年度までの中で、このときにはもう既にこういった考え方と、学校教育、保育の一体的提供に向けて、認定こども園の普及をはじめということで表現されておいて、当然、委員おっしゃられるように、上位計画ということがあるわけですが、それぞれこの単組の計画でも当然継続性なり、それぞれの検証は行われていくべきである。この5年前の計画の中で普及を図っていくという中で、この第2期のところで認定こども園の言葉をあえて削除することはちょっとどうかなということで、検討するという表現にさせてもらったわけでございます。

○楠委員　検討するのであれば、今、各種の計画と整合していないのだから、逆に検討するなら、ちょっと待ってもいいんじゃないですか。基本的に総合計画も子育ての関係も議決案件になっていますから、手続上。ですから、なおさら各種計画と整合を取っていないと、別に課長を責めているわけじゃなくて、今度議会も言われるわけですよ。議会って、整合性のない計画もみんな同意するんだ、承認する

んだという話になるわけですよ。ということは、福祉の計画だけじゃなくて、ほかの計画も、上位計画になくたって好き勝手に書けるんだということになるわけですよ。それを約束しているようなものでしょう。市長、それどう思いますか。

○三鬼（孝）委員長　市長、答弁。

○加藤市長　基本的な話の中で、計画を策定する、それは総合計画にしても、今回の子育て支援事業計画、全部委員おっしゃるようにつながった形の中で、何が基本なのかといったら総合計画というような話になってこようかと思うんです。いろんなつながりがあって、整合性ということは、おっしゃるのは、この意味はよく分かるんですよ。

だけれども、この計画がスタートしたのは、要するに平成27年からスタートしていて、31年で、32年に見直しをしながら、新たなものをつくるという中で、要するに、言われているのは5年前の話、6年前の話なんですね。その前もずっと来ている。私、考えますのに、この間いろいろと世の中も、尾鷲の状況も大きく変わっております。変わりつつあるものもあります。だから、現状を踏まえた中で、やはり対応はするべきじゃないかという考え方を私は持っております。だから、7年前、6年前の、例えば認定こども園というものについては、大きく世の中、さま変わりになっている、そういうことも踏まえた中で、我々としてはこういうことも検討し、勉強し、検討しながら、どう推し進めていくのかということも考えなければならぬということで、そういう考え方を私は持っております。

○三鬼（孝）委員長　楠委員、議論は堂々巡りなので、最終的に最終日にどう判断するかということでございますので、もう簡潔にやってくださいよ。

○楠委員　最後に市長に私から言いたいのは、今のお話の中で、私が初めて一般質問したときに、総合計画を見直しする必要がありますかと聞いたときに、今の内容を踏襲していきますと言いましたよね。だから、今の答弁と全然整合性が取れないので、それだけ一言だけ言っておきます。

○野田委員　ここのページは、市長、非常にデリケートなものなんですよ。そして、市長はもともと所信表明で認定こども園をやります、そういうことまで発しているわけですよ。それで、これに戻って、どうこうということは非常にデリケートな話で、市長のやり方に対して不信感を持ってしまうという部分がありまして、そうであるならば、ここの39ページの現状、課題のところ、今後の課題として幼児の無償化が昨年始まって、幼児の減少もあり得るということを書くのであればいいですけども、主要施策のところ、認定こども園の検討を行いますと。誰も幼

稚園児がいないわけじゃない状態でこういうことを書かれると、非常に今、子育てして幼稚園に行っている方とか、どうなんやというところになってくるということをお願いなんです。ですから、そういうデリケートな問題を、市長がそういう廃園してどうこうということと言われるから、こういうところに来るわけです。そこら辺を撤回してもらおうとか、考え方をきちっと明確にしてもらわないと、こんなものは承認できない形になってくる。不安定ですよ、非常に。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　市長、答弁。

○加藤市長　　今回どういう問題があったかということについては、要するに、今回未就学児の子供が将来どうあらねばならないかという市の役割というのがあるわけです。少子化になっていることは事実でございます。これからはどんどんどんどん少子化になっていく。そういったときに出てきたのが、3歳児保育の幼稚園の新設という話が出てきたわけなんですけれども、私どもといたしましては、現状を考えた場合には新設はできないというようなお話をさせていただきました。

しかし、子供たち一人一人のことを考えた場合に、3歳児の保育、教育というのは、未就学児の教育、保育というのは絶対大事なんですよね。だから、そのための一つの選択肢として、こういうことを考えていかなきゃならないという話なので。だから、あくまでも子供の居場所づくり、居場所をつくりながら健全な生活が送れるような場をつくるというのが尾鷲市の大きな役割だと私は思っております。

○野田委員　　そういう話は、皆さん委員の方、理解していると思うんです。何を言いたいかということ、現状の課題の中で、今後の課題は十分分かりますよ。ただし、今、現状である幼稚園とか、そういう部分にメスを入れる形なんです。市長の言葉で言ったら、くさびを入れる形なんです。ですから、ここの部分は主要施策の中でどんと入れると、市長は所信表明でも言ったように、自分と着実にそういう方向に行くわけです。議員でも賛成、反対の人あるとしても、行くわけです。そこら辺をもっと市民の立場に立って、やるだけの2年間とか3年間という余裕があってもいいんじゃないかということが言われとるわけです。何でそこまで早く答えを出す、廃園にしようとするのかということが理解できないから、意見が食い違うわけなんですけれども。

（「廃園は教育委員会のほう」と呼ぶ者あり）

○野田委員　　いやいや、そうだけれども。

○三鬼（孝）委員長　　もうよろしいです。他に。

(発言する者あり)

○三鬼(孝)委員長 いや、それは控えてください。ないようですね。

次は、議案第25号、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定についての説明を求めます。

○内山福祉保健課長 それでは、議案第25号、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について御説明させていただきます。

議案書の中の第25号を通知させていただきます。

一つ目として、施設の名称、輪内高齢者サービスセンター、二つ目、指定管理者所在地、三重県尾鷲市栄町5番5号、名称、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会、代表者、会長直江篤、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

詳細につきましては、資料のほうで御説明させていただきたいと思いますので、通知をさせていただきます。

○川嶋福祉保健課係長 それでは、議案第25号、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定につきまして、御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。本議案は、在宅の高齢者及びその家族の福祉の向上と、健康な高齢者の社会参加を促進させ、福祉の増進を図ることを目的とした尾鷲市高齢者サービスセンターの管理につきまして、効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び尾鷲市高齢者サービスセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。

指定に当たりまして、令和元年11月1日から同月15日まで公募を行ったところ、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会1者から応募があり、11月21日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者候補団体として選定されたところでございます。

選定理由といたしましては、当法人は、平成11年に本施設が開所した当初より管理業務を受託し、平成18年度に指定管理者制度に移行してからも公募による選定を経て指定管理者として本施設の管理運営を適正に行ってきた実績及び長年にわたり本市の地域福祉活動の一翼を担い、その蓄積された知識と経験を生かした管理運営に努め、その役割を効果的に果たしてきた成果が評価され、今後も当法人が管理運営を行うことで、輪内地区の高齢者、障害者福祉サービスの向上及び地域福祉の推進につながることを期待されることから選定されたものであります。

管理運営の業務の範囲といたしましては、高齢者に対する生活及び健康の相談及び指導に関する事業、高齢者の健康の保持、増進に関する事業、高齢者の教養の向上、レクリエーション等に関する事業であります。なお、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間、指定管理料はゼロ円となっております。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案25号の説明が終わりましたので、何か御質疑ありましたら御発言願います。

○小川委員 管理運営業務範囲のところで、高齢者に対する生活及び健康の相談というのがありますけど、南輪内センター、高齢者に対する生活や相談事業など、特に日常生活支援事業、相談員はいないように思われるんですけど、その体制はどうなんでしょうか。

○川嶋福祉保健課係長 委員おっしゃられる、輪内ランチと言われるもので、包括支援センターの分所のような形になるんですけども、現在1名が、常駐というわけじゃなくて、週1回程度、輪内のほうに出向いて相談業務を行っておるところでございます。

○小川委員 週1回ということは、予約制で、何日に来てくださいというような方法しか取れないということなんでしょうか。

○川嶋福祉保健課係長 予約制といいますか、要望があれば、包括支援センターから職員が出向くという形を取っております。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員 これは、選定というか、募集したときは、何事業所というか、そういうのはなかったんですか。ここだけだったんですか、手を挙げたのは。

○川嶋福祉保健課係長 ホームページ等で募集しましたところ、社会福祉法人の尾鷲市社会福祉協議会1者のみでございました。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

○南委員 指定管理料はゼロ円ということで、相当運営面からしても、人口の減少に伴って、やはり高齢者率は上がっていても、高齢者の数が全体的に沈んでいくということで、経営的にも徐々に運営自体が厳しくなってくるんじゃないかなという予測は、僕自身するんですけども、そこら辺について指定管理をしていただくという、市のほうとしてはいつまでもゼロ円指定でいけるのかと、その見通しだけお聞かせ願いたいと思います。

○内山福祉保健課長 今回の指定管理については、指定管理の候補者の方の企画



提案を受けて、令和2年から令和5年までということで、今後協議も含めて行っていくわけですが、この間については、社協さんは責任を持った形で運営を行っていくという話を聞いた上でのこういった今回の議案提出ということでございます。

○南委員 プロポーザルみたいな感じだと理解するんですけども。

それと、以前から施設も部分部分に老朽化が著しいということで、雨漏りの話なんか一向に改善されていないんじゃないかなという思いがしておるんですけども、施設の管理についてはどのように考えておるんですか。指定管理料とは若干外れるんですけども、すいません。

○内山福祉保健課長 修繕等については、施設の基幹的な構造をなすものの修理等については、市、貸主か持ち主が行う。ただし、消耗的なのか、簡易な修繕については社協さん、受託者にお願いするという考えを持っています。

○南委員 やはり構造的云々じゃなしに、雨漏りというのはきちっと直さなアカンので、そこら辺はきちりした形の下で指定管理をしていただくような体制を取っていただけない、いつまでも雨漏り、雨漏りというような感じではちょっと違和感がありますもので、しっかりした対応でお願いしたい。

○内山福祉保健課長 今回の御指摘の雨漏りの件については、箇所がはっきり分かりにくいということもあって、二度ほど修繕というか対応させていただきました。ですので、雨漏りについては屋根という本体の部分でございますので、そういった面については、市のほうが対応して、あと消耗品的な細かな修繕については受託者のほうにお願いすると考えています。

○三鬼（和）委員 先ほど南委員が質問したときちょっと思ったんですけど、総合計画であるとか福祉計画を立てていくんですけど、対象者が少なくなっていたりとか、施設の老朽化とか含めて、現時点で将来的にこれをどうしていくとか云々というのは、議題というのかな、行政において検討課題にはまだ十分大丈夫ということなんですか。どうなんですか。

○内山福祉保健課長 市の施設として、今、管理を行っている状況でございます。それで、この輪内高齢者センターが平成11年に建設されてからもう20年余りたってくるわけでございます。当然老朽化している。このことについては、当然地域の方々がこういったサービスを求めている以上、市としては何らかの形でこういう策を講じる必要があると考えています。ただし、いずれも将来的にはそういった要望も少なくなってきた、施設そのものがもう風や雨に耐え切れないといった状況に

なったときには、また別の考え方というか、新たな考え方を示す必要があるんじゃないかと考えています。

○三鬼（和）委員　　今、施設の話だったんだけど、対象者も含めて、将来的にこの考え方の中で、例えば建物ごと民間に移転したりとか、そういったのも考える中の選択肢というのは、まだ早いのかどうか知りませんが、どうなんですか、それは。

○内山福祉保健課長　　建物自体は建設後21年経過しておりまして、建物自体の処分制限期間の38年を経過していないこととの関係ですね。補助金の交付に関する法律、適化法の規制がかかっています関係で、そういった形を取ると補助金の返還が生じてきますので、今の国からの補助金の返還をしてまでもどうかということもあって、そういったところがネックになって。

○三鬼（孝）委員長　　中断。時報です。

（休憩　午前11時59分）

（再開　午後　0時00分）

○三鬼（孝）委員長　　再開します。

○内山福祉保健課長　　先ほどの件ですけれども、今現在21年、建築後経過しておりますけれども、こういった建物については、建築後38年間という制限期間がございますので、その関係で補助金の適正化に関する法律の中で補助金を返還するという、そういった行為が必要となってきますので、補助金を返還してまでも施設を処分するのかどうかといった判断については慎重に考える必要があると考えています。

○三鬼（孝）委員長　　他にいかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、議案第25号の審査を終了します。

続きまして、報告事項が2件ほどありますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

最初に、尾鷲市プレミアム付商品券事業執行状況について説明求めます。

○内山福祉保健課長　　その件については補正予算のほうの資料という形で御説明。

○三鬼（孝）委員長　　聞いていた。すみません。

続きまして、新型コロナはまだ。新型コロナウイルス感染症対策について。

○内山福祉保健課長　　特に資料ということでございませぬけれども、今現在、三重県内においては感染者が、この間の大阪のライブを見に行った方の関係で8名に増えたということでございませぬけれども、尾鷲市の今の対応としては、対策本部を第2回目設置した以降、対応については今現在変更はございませぬけれども、今後、国が特別措置法の関係や緊急事態ということになってきますと、またその時々、日々情報が変わってきますので、その都度対応していきたいと考えています。

○三鬼（孝）委員長　　その他、特に。

簡潔にね。

○野田委員　　その他で市長に質問させていただきたいんですけれども、特別利用保育利用児を募集しますというのが、先般、3月6日、実質は5日ですけれども、紀勢新聞に出ていました。要は3歳児を受け入れ、特別利用を募集するという見出しが出ていましたけれども、それをホームページで見ますと、3月4日に尾鷲市の特別利用保育利用児の募集についてあったんですけれども、これについては取下げもありました。市長、どのような感じでこれを出して、取下げしたのかというところの経緯の説明をお願いしたいと思います。

○加藤市長　　今回、尾鷲幼稚園の3歳児保育の要請を受けた際の政策会議の中で、3歳で保育に欠けない子供の受皿が必要との考え方から決定したわけでございます。基本的には、幼稚園の3歳児保育の要請について、我々としては、一応できないということをお返事させていただいた中で、3歳で保育に欠けない子供の受皿が必要との考え方から、こういう形になった。

尾鷲市の現状を考えてみますと、保育の必要性において、2号認定の満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた子供以外で、1号認定の満3歳以上で教育を希望する子供の受皿として特別利用保育利用児の募集を行ったわけでございます。特別利用保育利用児の募集につきましては、協議が不十分であるということで募集を取りやめた。こういう経緯でございます。

○野田委員　　協議が不十分ということをお返事されたんですけれども、市長の考え方にはもう着地点があるということをお返事したのかと思っております。そういうことで、この点についてももっとやっぱり白紙の状態でも議論することが必要じゃないかということをお返事させていただいて終わりますけれども。

○奥田委員　　簡潔に、今の関係なんですけど、教育を希望する3歳児を民生事業協会で受け入れるということが、4日のホームページに出て、その後、紀勢新聞に出たということなんですけど、これ市長にちょっと確認したいんですけど、今、協

議が不十分だったもので、取り下げたということなんですけど、内部資料を見ると、2月25日の日に起案書が上がって決裁されているんですよ。募集します。それで、やめているんですよ。やめて、また3月3日の日に起案書が上がって決裁されているんですよ。それで、4日の日からホームページに載せているんですよ。25日のやつは26日から載せませうという話だったけど、それはしなかったんですよ、多分議会に入ったからかなと思うんですけど。

これ3月3日というと、問責決議を受けた日なんですよ、市長。その日にまたさらに起案書が上がって決裁されて、4日の日から載せたということに、協議が不十分と言いながら、議会に対する、僕は挑戦状みたいな感じがして仕方ないんですけども、いかがですか。そういうような考えはなかったか。なぜこういうふうな起案書が2回も上がって、3月3日の日のわざわざ問責決議を受けた日に起案書が上がって、4日の日から載せたんですかね。

○加藤市長　協議が不十分だったということについては、要するに、どこも協議が不十分であったかということについては、議会と協議が不十分であったので、我々としては一応取り下げたということでございます。

○奥田委員　最後にしますけれども、議会で不十分だったということですか。何か答弁がよく分からないんですけど。

もう一点だけ、すみません。2月13日の日に、この起案書が上がる前、2月13日の日に内部資料を見ると、教育を希望する3歳児の受入れということで、民生事業協会の本部で会合が開かれているんですよ。そこでも、第一保育園でやってもらいますという話をされているんですよ。なぜ議会と協議せなあかなくて、協議不十分だと、今、市長言われていますけれども、何かどンドン保育園型の認定こども園の既成事実をつくるかのように、第一保育園で、2月13日に、やりたいんですよという話をしているじゃないですか、市長。これは、議会に対する協議が不十分だと言われたことと矛盾しませんか。

○加藤市長　あくまでも、この場合に、先ほども申しましたように、3歳児保育云々ということを言いながら、現実的にはその子供たちが2人いらっしゃるわけなのね。しかし、その2人のお子さんに対して、要するに受皿ということを一応設ける、あるいはまた外から転勤される方ということもあるかも分からない。しかし、そういうことも含めて、要するに受皿をきちんとしようというような趣旨で、当然これについては所信表明でも申し上げさせていただいたんですけども、そういうことで、こういう募集を行ったというようなことでございます。

○奥田委員 本当に最後にします。そういうふうな気持ちをお持ちなら、2人の子供たちが、やっぱりお兄ちゃん、お姉ちゃんが幼稚園に楽しく通っているのを見て、3歳児の子が幼稚園に行きたいと言っているんですよ。幼稚園に行きたいと言っているわけですから、それにかかわらず、そういう気持ちが分かるのだったら、尾鷲幼稚園は廃園などということはいわないでくださいよ。幼稚園に行きたいと言っている、純粋な3歳児の子供の気持ちをどう思っているのかなと僕は思っていることが全然矛盾だらけですよ、市長、これ。それだけ申し上げたい。

○三鬼（孝）委員長 他になければ、これで福祉保健課の審査を終了します。御苦労さまでした。午後は1時20分から再開します。

（休憩 午後 0時10分）

（再開 午後 1時19分）

○三鬼（孝）委員長 午前中に引き続き委員会を再開します。

それでは、環境課の審査を行います。環境課に対しましては、議案第18号と議案第13号の2議案と報告事項1件あります。

それでは、最初に議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決の説明を求めます。

○竹平環境課長 環境課です。座って失礼いたします。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、進行表に基づき、まずは議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち、環境課に関する補正予算の内容について御説明いたします。

予算書14、15ページを御覧ください。通知いたします。

まず、歳入について御説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、2節環境衛生費補助金197万6,000円の減額は、前年度の実績が交付額より少なかったため、今年度でその分の調整をしたことで生じたものです。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、3節環境衛生費補助金110万7,000円の減額は、当初見込みの転換等22基に対し、12月の最終要望時点で7基減の15基の見通しであったことから、その差額について減額するものです。

続きまして18、19ページを御覧ください。20款諸収入、5項雑入、1目雑

入、4節衛生費雑入の60万6,000円の減額は、資源化物の売却単価が当初の見込みより下がったことによるものです。具体的には、下半期の入札において金属類や紙類等の売却単価が3割ほど減少しております。

次に、歳出について御説明いたします。

38、39ページを御覧ください。通知いたします。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥収集費のうち、ごみ収集費268万8,000円の減額につきましては、指定ごみ袋製造業務委託料の入札差金を減額補正するものです。次の資源ごみ収集費358万8,000円の減額につきましては、2トンリフト車両2台の購入費の入札差金を減額補正するものです。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費のうち、ごみ処理費1,406万2,000円の減額について御説明いたします。

11節需用費284万6,000円の減額のうち、消耗品費につきましては、当初予定していた焼却施設用部品の交換が不要になったことにより36万3,000円を減額するものです。次の燃料費につきましては、耐火物の補修が不要なかったため、それに要する乾燥焚き用の燃料費も不要となったことから、82万2,000円を減額するものです。次の修繕料につきましても、緊急対応に措置していた耐火物補修が不要になったことにより、166万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、13節委託料461万6,000円の減額について御説明いたします。焼却残渣処分業務委託料118万5,000円の減額につきましては、処理量が見込みを下回ったことによるものです。次のダイオキシン類等測定検査業務委託料99万5,000円の減額と清掃工場施設点検業務委託料171万4,000円の減額につきましては、入札差金を減額補正するものです。次の排水処理汚泥処分業務委託料6万2,000円の減額につきましては、処分量が見込みを下回ったことによるもので、一般廃棄物処理施設維持補修工事設計施工管理業務委託料66万円の減額につきましては、入札差金を減額補正するものです。

次の工事請負費660万円の減額につきましては、1号炉グレートバー交換工事1億2,540万円の入札差金の減額でございます。

次に、資源ごみ処理費112万8,000円の減額につきましては、資源プラスチック類保管運搬業務委託料ほか、いずれも処理量が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次ページ、40、41ページをお願いいたします。

4 款衛生費、3 項環境衛生費、2 目環境調査対策費の環境調査対策事業 6 2 万 5,000 円の減額につきましては、自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的調査業務委託と大気測定器定期点検業務委託の入札差金による減額でございます。次の浄化槽普及促進事業 5 5 0 万円の減額は、浄化槽設置整備事業補助金の減額であり、理由につきましては、当初 5 4 基を見込んでいた浄化槽設置が 4 0 基となり、減額補正をするものでございます。

続きまして、7 ページの第 3 表債務負担行為の補正につきましては、資料にて御説明させていただきたいと思っております。通知をいたします。

債務負担行為に係る業務委託契約として、尾鷲市指定ごみ袋保管配送業務委託につきましては、期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とし、株式会社大西金物と契約したことにより、限度額を 1 9 5 万 4,000 円から 1 3 8 万 1,000 円に変更するものでございます。

次の焼却残渣処分業務委託につきましては、期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 3 年間、入札結果により山信運送有限会社と契約し、同様に限度額を 1,222 万 8,000 円に変更するものでございます。

以上が、環境課に関する第 8 号補正の説明でございます。

○三鬼（孝）委員長 議案第 1 8 号の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、環境課に係る議案第 1 8 号の審査を終わります。

続きまして、議案第 1 3 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○竹平環境課長 それでは、議案第 1 3 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算の議決についてのうち、環境課に関する予算内容について御説明させていただきます。

予算書 2 0、2 1 ページを御覧ください。通知させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

1 2 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目衛生費負担金、本年度予算額 2,103 万 7,000 円のうち、環境課分は、次の 2 3 ページにございます 2 節清掃費負担金の 1 7 6 万円であります。これは、広域ごみ処理施設整備事業他市町負担金

で、5市町による一部事務組合設立準備会に係る経費を均等割して各市町に負担していただくものでございます。なお、1市町当たりの負担額は44万円となっております。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料の本年度予算額376万3,000円のうち、環境課分は1節清掃使用料の3万2,000円で、行政財産使用料として2件分の電柱敷貸付料を計上しております。

次に、24、25ページを御覧ください。

2項手数料、2目衛生手数料の本年度予算額は7,660万円で、前年度予算額との比較では193万円の増となっております。

それでは、3節畜犬関係手数料を除く環境課分について御説明いたします。1節清掃工場持込処理手数料は、前年度の持込み量を参考に1,680万円を計上しております。

2節し尿処理手数料は、前年度実績や過去の収納率などから、現年度分3,422万1,000円、過年度分32万8,000円の計3,454万9,000円を計上しております。

次に、26、27ページを御覧ください。

4節動物専用焼却場使用手数料は、前年度実績から、犬100匹、猫70匹に相当する22万円を計上しております。

5節衛生関係許可手数料は、12件分の廃棄物処理業許可更新手数料1万3,000円を計上しております。

6節塵芥収集手数料は、指定ゴミ袋販売による収入であります。前年度の配送実績を基に2,463万2,000円を計上しております。

次に、28、29ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、本年度予算額849万1,000円のうち、環境課分は2節環境衛生費補助金の624万2,000円です。これは、合併処理浄化槽53基分の設置費と単独処理浄化槽からの転換に係る配管費及び撤去費5基分に対する国庫補助金でございます。

次に32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、本年度予算額971万3,000円のうち、環境課分について御説明いたします。

2節清掃費補助金の566万7,000円は、電源立地地域対策交付金で、ごみ収集車両の購入費に充当しております。



3節環境衛生費補助金273万1,000円は、合併処理浄化槽への転換18基に係る設置費及び配管費と撤去費5基分に対する県補助金でございます。

次に、45ページを御覧ください。通知させていただきます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、4節衛生費雑入1,217万2,000円のうち、環境課分は資源化物売却収入の221万7,000円で、発泡スチロール、ペットボトル、新聞紙、段ボールなどの紙類のほか、金属類等の売却収入を計上しております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

164、165ページを御覧ください。通知させていただきます。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の本年度予算額は1億3,241万3,000円で、前年度予算額との比較では246万5,000円の減となっております。財源内訳につきましては、全て一般財源となっております。

右下、清掃一般総務費307万1,000円の内訳から御説明させていただきます。

10節需用費の202万3,000円は、ごみ収集予定カレンダー印刷製本費の42万4,000円と光熱水費の111万円が主なものとなっております。11節役務費の66万4,000円は、通信運搬費の33万1,000円と、次ページになりますクリンクルセンターの浄化槽保守点検手数料の16万8,000円が主なものとなっております。

13節使用料及び賃借料の12万9,000円は、複合機使用料の8万4,000円が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の20万4,000円は、三重県安全運転管理協議会会費ほか、記載のとおりでございます。

次の環境美化推進事業につきましては、不法投棄の防止パトロールや投棄物の撤去、環境美化啓発活動に86万9,000円を計上しており、10節需用費73万5,000円につきましては、不法投棄の啓発看板等消耗品費を26万9,000円と不法投棄パトロール用車両に係る燃料費30万円が主なものとなっております。

11節役務費12万7,000円の内訳は、不法投棄パトロール車両に係る車検手数料2万1,000円と、自賠償保険料の2万6,000円、特定家庭用機器処理手数料の8万円につきましては、投棄された家電4品目に係る処理手数料でございます。

次の168、169ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥収集費の本年度予算額は1億4,020万7,000円で、前年度予算額との比較では193万3,000円の減となっております。財源内訳につきましては、国県支出金が566万7,000円、地方債が570万円、その他特定財源が2,437万7,000円で、一般財源が1億446万3,000円となっております。

財源内訳の詳細につきましては、主要施策の予算概要にて御説明させていただきます。

主要施策の予算概要40ページを御覧ください。通知をいたします。

40ページをお願いいたします。事業名は塵芥収集の推進で、可燃ごみの円滑な収集を行うことによる市民生活の利便性の向上を目的としております。可燃ごみ収集につきましては、平成16年度から民間に収集業務を委託しており、25年度からは可燃ごみと資源ごみの収集業務委託を統合しております。また、家具などのリサイクル品の収集、展示、引渡しは、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方々の利便性を考慮したふれあい収集を継続して実施いたします。

事業費といたしましては5,103万6,000円で、財源内訳につきましては、その他特定財源として、指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料2,437万7,000円を充当しております。なお、歳入の塵芥収集手数料2,463万2,000円との差額25万5,000円につきましては、環境保全対策資材購入費補助金へ充当しております。

予算書169ページにお戻りください。通知をいたします。

10節需用費126万7,000円の内訳は、車両8台分の修繕費80万5,000円が主なものとなっております。11節役務費22万6,000円の内訳につきましても、車検に係る手数料と自賠責保険料でございます。

12節委託料4,934万3,000円は、可燃ごみ収集業務委託料3,990万3,000円、指定ごみ袋製造業務委託料805万9,000円、指定ごみ袋保管配送業務委託料138万1,000円を計上しております。指定ごみ袋製造業務委託につきましては、後ほど資料にて御説明させていただきます。

資源ごみ収集費につきましては、主要施策の41ページを御覧ください。通知をいたします。

事業名は資源ごみ収集の推進で、分別の徹底によるごみの減量化、再資源化の促進を目的としており、資源ごみの収集、運搬につきましては、平成23年度から民

間に業務を委託しております。なお、平成28年度から紙類の資源化物の常設ステーションを7基設置して、市民のごみ出しに係る負担軽減も行っております。事業費につきましては8,917万1,000円で、財源内訳につきましては県支出金の電源立地地域対策交付金566万7,000円と、その他特定財源のごみ収集車両整備事業債570万円を2トンダンプ車両と2トンリフト車両の更新費用に充当しております。

予算書169ページにお戻りください。通知をいたします。

10節需用費40万円につきましては、収集車両12台の修繕料30万円が主なものでございます。

11節役務費67万8,000円は、収集車両に係る車検手数料、自賠責保険料が主なものとなっております。

12節委託料7,633万1,000円は、資源ごみ収集業務運搬業務委託料を計上しております。

17節備品購入費1,144万円の内訳につきましては、先ほど申しました2トンダンプ車両購入費と2トンリフト車両の2台の購入費でございます。

次の170、171ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費の本年度予算額は2億8,449万8,000円で、前年度予算額との比較では1,549万6,000円の減となっております。財源内訳としましては、その他特定財源が都市計画事業基金繰入金1億2,000万円のほか、清掃工場ごみ処理手数料等、合計1億4,099万7,000円で、一般財源が1億4,350万1,000円となっております。

ごみ処理費につきましては、主要施策の予算概要42ページを御覧ください。通知いたします。

事業名はごみ処理事業で、一般廃棄物の適正処理と清掃工場の適切な運営及び維持管理の実施を目的としております。焼却炉の適正な運転管理や施設点検、焼却残渣処分委託業務を行うとともに、今年度の工事といたしましては、2号バグフィルタ補修及びろ布取替交換工事、1号炉内の耐火物補修工事、ごみ供給クレーン荷重計他取替工事、2号炉誘引通風機シャフト交換工事の計4件を予定しており、工事費の合計としましては1億3,948万円を計上しております。

財源内訳のその他特定財源1億3,680万円につきましては、先ほど申しました都市計画事業基金の繰入金1億2,000万円と、清掃工場持込手数料1,680万円となっております。

予算書の171ページにお戻りください。通知をさせていただきます。

ごみ処理費の2億4,196万6,000円、10節需用費4,043万4,000円の内訳につきましては、ダイオキシン類除去用活性炭と排ガス処理用消石灰のほか消耗品費が700万4,000円、燃料費が343万円、光熱水費が2,700万円、各種機器類の修繕料が300万円となっております。

11節役務費46万2,000円は、清掃工場の消防施設総合機器点検手数料17万3,000円が主なものとなっております。

12節委託料6,128万2,000円につきましては、焼却残渣運搬業務委託料407万6,000円、焼却残渣処分業務委託料1,504万8,000円、清掃工場施設点検業務委託料3,498万4,000円が主なものとなっております。

14節の工事請負費につきましては、先ほど申しました2号バグフィルタ補修及びろ布交換取替工事のほか4件分の1億3,948万円を計上しており、後ほど別紙資料にて御説明させていただきます。

次の173ページを御覧ください。

26節公課費の26万7,000円につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、清掃工場汚染負荷量賦課金の25万円が主なものとなっております。

次の資源ごみ処理費3,958万4,000円、10節需用費の163万4,000円は、分別作業に使用する資材であるペットボトル減容機用の結束ひもや運搬用ボックス等の消耗品費に73万4,000円、フォークリフト、ホイールローダー等の燃料費に36万円、車両等の修繕料に54万円を計上しております。

12節委託料3,675万7,000円は、廃家電及び繊維運搬処理業務委託料1,145万8,000円、陶磁器類等運搬処理業務委託料577万5,000円、資源プラスチック類保管運搬業務委託料277万2,000円、資源プラスチック類処理業務委託料330万円、廃棄物搬入受付・分別業務委託料1,026万4,000円が主なものとなっております。

18節負担金、補助及び交付金107万円は、伊賀市への環境保全負担金で、焼却灰、廃家電残渣など1,070トンの処分費用でございます。

次の死亡動物処理費59万5,000円につきましては、次ページになります。

10節需用費の燃料費45万6,000円が主なものとなっております。

次の広域ごみ処理施設整備事業につきましては、昨年4月に東紀州5市町による一部事務組合設立準備会を設置し、関係市町が連携して一部事務組合の設立に向け

て検討を進めております。建設予定地の選定につきましては、燃料基地用地と丘陵地を含めて検討しているところであり、検討結果の報告には、いましばらくお時間をいただきたく、御了承いただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、事業費ですが、8節旅費15万3,000円は、全国都市清掃会議や施設の視察に係る普通旅費でございます。

10節需用費93万3,000円は、準備会に要する消耗品費40万8,000円や準備会事務所の光熱水費29万2,000円が主なものでございます。

11節役務費28万7,000円は、通信運搬費17万1,000円と各種手数料となっております。

12節委託料8万4,000円は、事務所警備業務委託料を計上しております。

13節使用料及び賃借料の55万5,000円は、複合機使用料の20万2,000円と準備会事務所賃借料20万8,000円が主なものとなっております。

17節備品購入費29万円の内訳としましては、会議用机、椅子購入費等となっております。

次の176、177ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、4目し尿処理費の今年度予算額は1億8,848万1,000円で、前年度予算額との比較では189万1,000円の増となっております。財源内訳としましては、その他特定財源として、し尿処理手数料の3,422万1,000円を充当しており、一般財源は1億5,426万円となっております。

し尿収集費につきましては532万3,000円で、10節需用費の509万3,000円は、サクトホース、し尿車両関係部品、真空ポンプ油等の消耗品費に185万円、車両5台分の燃料費に175万2,000円、車検等の修繕料に132万7,000円を計上しております。

11節役務費15万円につきましては、車検に伴う手数料と自賠責保険料を計上しております。

次のクリーンセンター運転管理費につきましては、し尿浄化槽汚泥を適正に処理するため、包括複数年整備運営管理業務を継続して実施いたします。令和2年度の点検整備内容につきましては、後ほど資料にて御説明させていただきます。

11節役務費8,000円につきましては、し尿処理過程で発生する汚泥を基に製造している肥料に係る3年に一度の更新登録手数料でございます。

12節委託料は1億8,315万円で、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料1億7,820万円とモニタリング等業務委託料495万円を計上し

ております。

次に、4款衛生費、3項環境衛生費、1目環境衛生総務費の本年度予算額は5,441万8,000円で、前年度予算額との比較では107万円の増となっております。財源内訳のその他特定財源1万3,000円は、廃棄物処理業許可更新手数料で、一般財源は5,440万5,000円となっております。

次の179ページの中段にあります環境衛生一般総務費25万8,000円につきましては、10節需用費の環境月間花植え用苗代等消耗品費20万円が主なものとなっております。

続きまして、4款衛生費、3項環境衛生費、2目環境調査対策費の本年度予算額は2,415万4,000円で、前年度予算額との比較では191万6,000円の減となっております。財源内訳の国県支出金897万3,000円は、浄化槽設置整備事業補助金で、一般財源は1,518万1,000円となっております。環境調査対策事業の10節需用費113万8,000円は、環境調査用試薬、器具、図書追録等の消耗品費に76万3,000円、燃料費の6万6,000円は、分析に使用するプロパンガス代を計上しております。光熱水費は次の181ページにあります大気測定器等の電気代15万9,000円、修繕料は、分析測定機器の修繕費15万円を計上しております。

11節役務費129万9,000円は、賀田採石に係る降下ばいじん測定手数料94万1,000円を含む発生源特定調査手数料の115万8,000円が主なものとなっております。

12節委託料の180万2,000円は、賀田局と三木里局の大気測定機器点検業務に係る委託料を計上しております。

13節使用料及び賃借料の17万1,000円は、北川水辺空間再生施設の土地借上料9万6,000円と海域底質調査5回分の船舶借上料7万5,000円を計上しております。

次の浄化槽普及促進事業1,957万3,000円につきましては、浄化槽設置整備事業補助金1,950万6,000円が主なものとなっております。

主要施策の概要47ページを御覧ください。通知します。

事業名は浄化槽普及促進事業で、家庭からの生活雑排水による水質汚濁の防止を目的に合併処理浄化槽の設置を推進するものです。また、平成26年度より従来の設置に対する補助金に加え、配管費及び撤去費に係る補助金を新設し、合併処理浄化槽整備のさらなる促進を図っております。本年度の予算内訳につきましては、設

置に係る補助として5人槽、7人槽、10人槽、合わせて53基を想定しております。また転換に伴う配管費は18基、撤去費については5基を想定しております。財源内訳につきましては、国庫支出金が624万2,000円、県支出金が273万1,000円、一般財源が1,060万円となっております。なお、この合併処理浄化槽の整備事業につきましては、改めて令和3年度からの補助金整備について早急に検討して、新年度になって早急に議会のほうにも、また委員会のほうにも御相談させていただきたいと考えております。

次に、予算書184、185ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

4款衛生費、3項環境衛生費、6目廃棄物政策費の本年度予算額は27万8,000円で、前年度予算額との比較では2万4,000円の減となっております。財源内訳のその他特定財源25万5,000円は、指定ごみ袋販売による塵芥収集手数料で、一般財源は2万3,000円となっており、18節負担金、補助及び交付金として、電動生ごみ処理機5基分、生ごみ処理容器3基分、ガーデンシュレッダー3基分の25万5,000円を計上しております。

続きまして、別紙委員会資料に基づきまして、尾鷲市指定ごみ袋製造業務委託についてはほか3項目についての業務内容を、担当より御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

○中世古環境課係長      それでは、資料1から3について御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。資料1には、指定ごみ袋製造業務委託についてであります。指定ごみ袋の令和2年2月末現在の在庫箱数といたしましては、45リットル袋では880箱、30リットル袋では444箱、15リットル袋では387箱、10リットル袋では199箱となっております。平均使用箱数としましては、平成31年4月から令和2年2月までの注文分から算出しており、45リットル袋からそれぞれ76箱、59箱、34箱、12箱となっております。製造見込時期を月平均使用箱数から算出し、45リットル袋、30リットル袋、15リットル袋、10リットル袋の4種類を同時に製造することを見込んでおります。2年度予算に計上するもので、下の表にありますように、45リットル袋を30万枚、30リットル袋を40万枚、15リットル袋を15万枚、10リットル袋を10万枚を製造予定枚数としており、合計としては805万9,000円を計上しております。

2ページを御覧ください。ここには、市収集量の可燃ごみ量推移を記載させていただいております。平成31年4月から令和2年2月までの可燃ごみ量約3,53

8トンに、仮に平成30年度の3月と同じ量が収集されたとしても、前年度より若干減少する想定をしております。

次に、資料2を御覧ください。令和2年度、尾鷲市清掃工場における工事予定としましては、①2号バグフィルタ補修及びろ布取替工事（リテーナー）、予算額7,700万、施工期間は5か月程度を予定しております。本市清掃工場では、焼却時に発生するダイオキシン類を、バグフィルタを使用することにより除去し、国が定めるダイオキシン類排出基準を遵守しています。しかし、バグフィルタに使用しているろ布の使用耐用年数が4年のため、使用年数を超えて使用した場合、経年劣化によるほつれ、穴空き等が発生し、ダイオキシン類を適正に捕集できなくなることから、前回取替工事を行った平成28年度から4年が経過するため、ろ布の取替え及びバグフィルタ内部のケーシング補修を行います。また、ろ布を取り付けているリテーナーもバグフィルタ設備の設置から約20年使用しているため、経年劣化による変形、腐食、破断等が多く発生しているため、今回の補修工事でリテーナーの取替えも行います。

②1号炉内耐火物補修工事、予算額4,950万円、施工期間5か月程度を予定しております。

本年度、施設点検業務の点検結果において、1号炉再燃室入り口後壁の耐火物の焼損、右壁上部4分の1程度に当たるレンガの浮き上がりの報告を受け、施設点検内で耐火物補修材を用いて簡易的な補修を行い、現在ごみ焼却運転を行っている状態です。今回行った簡易補修では、長期間、今の状態を維持することが困難なことから、安定的なごみ焼却を行うために本格的な補修工事が必要なため、耐火物補修工事を行います。

③2号炉誘引通風機シャフト交換工事、予算額605万円、施工期間は3か月程度を予定しております。

本機械は、インペラを高速回転させることにより、炉内圧を負圧にし、炉内で発生したガスを煙突へ引き込むために設置された機械設備です。設置から約20年経過し、インペラ側のシャフト部分において、経年劣化による減肉が施設点検で報告されております。今後、シャフトに一番力が加わる運転時において破損するリスクが高くなっていることから、2号炉誘引通風機シャフト交換工事を行います。また、平成30年度において、1号炉誘引通風機シャフトの交換を行っています。

④ごみ供給クレーン荷重計他取替工事、予算額693万円、施工期間は6か月程度を予定しております。



本市のごみ焼却量は、ごみ供給クレーン荷重計によりごみ焼却量を集計しています。しかし、この荷重計は、平成3年の改修工事から約28年間使用しているため老朽化が進んでおり、現在は不具合がないものの、経年劣化による突発的な故障等が起こるリスクが高くなっている状態です。この計量器に故障が起こった場合、焼却停止には至らないが、ごみ焼却量が把握できなくなり、搬出する焼却残渣の予定量も把握できなくなるため、焼却残渣運搬業務にも影響を与えます。また、荷重計自体の型式が古いため、供給する交換部品もなく、修繕工事を行うにも長期にわたるため、ごみ焼却運転において多大な影響が考えられることから、施設の円滑な運転管理を目的として、ごみ供給クレーン荷重計他取替工事を行います。

次に、資料3を御覧ください。尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託の令和2年度の予算額といたしましては、1億7,820万円であります。下表にあります保守整備の項目を予定しております。受入・貯留設備、一軸ネジポンプ、縦型汚泥ポンプ、高度処理設備、汚泥乾燥・焼却設備については、主に各設備の分解、部品交換等を行います。主処理設備、計装設備については、主に取替えを行います。脱臭設備、処理水槽については、主に内部洗浄を行います。詳細については、次の6ページから21ページに記載させていただいておりますので、後ほど御覧ください。

資料についての説明は以上です。

- 竹平環境課長 以上が、環境課に関する令和2年度尾鷲市一般会計予算の説明です。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。
- 三鬼（孝）委員長 議案第13号の説明が終わりましたので、御質疑ある方は御発言願います。
- 野田委員 資料の確認なんですけれども、可燃ごみ量推移、市の収集量ということで月別に出していただいているんですけれども、4月からこの2月までで68トンマイナスになっているんですけれども、3月末まで見ると60トン前後ぐらいの数字かなと思うんですけれども、最近はもうあまり変わらないというんですか、減量になるとかというのはもうちょっと頭打ちになってきておるのかなというところをお聞きしたいんですけれども。
- 中世古環境課係長 尾鷲市のホームページにも載せておりまして、このごみの量は。毎年度の比較もできております。大体年70トン程度減少傾向に最近はなっております。
- 野田委員 そして、今のごみ焼却場のほうの工事の取替えなんですけれども、

1億3,948万が今回かかるという見込みで、ここへバグフィルタ変えるとか、1号炉内耐火ということで4点を変えらるということで、1億3,948万となっているんですけども、先ほどの主要説明のところ、42ページなんですけれども、その中で使われる資金として、都市計画事業基金繰入金というのが1億2,000万と上がっているんですけど、42ページ。今回の令和2年度の予算の中で1億3,000万を都市計画基金の取崩しということで充てるとなっているんですけども、その中で、あとの1,000万はどこに使われているのかなというのをまず1点お聞きしたいんですが。

○竹平環境課長 財源の内訳でございますので、1億2,000万が、基本的には都市計画事業基金の中から繰り入れられるという内訳でございます。その残りの部分については、先ほど説明しました清掃工場の持込手数料1,680万円をそのまま充当いたしますので、残りの部分を1億2,000万ということで都市計画のほうから繰り入れられるということの歳入と歳出のバランスを取っておるということでございます。

○野田委員 要は1億2,000万ということを目安にするということによろしいのかな。あとは収入の分で約1,680万。

○竹平環境課長 目安というよりは、基本的には清掃工場の手数料を除く部分について、都市計画事業基金の繰入金がどれだけ充てられるかということで、財政のほうでそういった1億2,000万を充てておるという形でございます。

○野田委員 それと、この補修メンテの部分で、当初の計画と少し差異があると思うんですけども、その点については、金額も含めてですけども、シャフトの交換というのは、今回予定には上がっているものの、1号バグフィルタの補修というのは今回計画の中では上がっていないと思うんですけども、そこら辺はどのような感じで。

○竹平環境課長 以前の委員会で説明させていただいた部分とどうかという話だと思います。委員会で以前のときに説明させていただいた中には、令和2年度の方についてはそのまま計上しておると思います。

○野田委員 令和2年度の方。令和2年度って、平成で言ったら32年度なんだけれども、そのときの事業資金というのは1億9,000万と上がっているんですよ、予定。変更で出していますか。

○竹平環境課長 昨年の委員会で、令和2年度ということで、変更前に都市計画としてそもそも計画しておった部分について、変更後、こういう形で精査をして、

例えば令和3年度から令和7年度までかな、そういう事業をどこまで抑えるかというような形の中で、金額を削減できるような形で説明させていただいた中に、令和2年度については、ごみ供給クレーンと2号バグフィルタ補修及びろ布交換工事、それと1号炉内の耐火物補修と2号誘引通風機のシャフト工事ということで1億3,948万円ということでお示しさせていただいております。

○野田委員 最後。この工事のほうが非常に悩ましい部分だと思って、ひとつよろしくお願ひしたいという部分と、予算の中で、平成30年度においても予算比16%、15.9%減額されています、予算からすると。そこら辺十分精査していただいて、業者との関係も密にやっていただきたいと思いますんですけども、その点いかがですか。

○竹平環境課長 清掃工場自体が、平成3年ということ非常に古い建物となっております。ただ、施設をどうしても適正に運営していかなければならないということの中で、やはりしっかりと年次計画を持った中で修繕等に臨んでいきたいと考えております。

○三鬼（和）委員 資料からあれしているんですけど、この2号バグフィルタ補修及び布の取替えとかあるんですけど、これは、使用耐用年数4年といっても法定年数ではないわね。やっぱり4年できちっと変えやなあかんのかな。ほかのところはかなり年数がたっていることも合わせてというのがあるんですけど、今後広域のごみ施設がいつ整備されるかというのが分からない中でしていかなければと思うんですけど、これも4年たったからといって、必ず変えていかなくちやならないんですか。

それともう一個、1号炉の耐火レンガ等だと思うんですけど、これは全面なんですか。4分の1程度と書いてあるけど、これをする事によって、ほかのこの影響とか、それは大丈夫なんですか。最小限でしていただきたい。最近急に落ちてきたとか何かというのは聞かなくなって、昔はよくそういうことがありましたけど、最近きちっと整備されているのか、点検されているのか分かりませんが、急にということはないんですけど、どうなんです、これは4分の1することによって、全体的な耐火レンガの状況というのはどうなんです。

○竹平環境課長 この耐火物補修についてですけども、今回、実はこの耐火物も炉が落ちまして、それで一旦止めて緊急的に補修をしてやっておるということで、やはりどうしてもその部分を含めて精査して、範囲を絞った中ではやっていきたいと考えております。

あと、もう一つのバグフィルタでございますが、バグフィルタにつきましては、バグフィルタを予備も当然持っておったんですけれども、それもほぼ使い果たすような状況で、穴空き等もちょっとありまして、どうしてもしていかなければならないということで、当然4年というのはあくまで目安ですので、状況に応じてやっていかなければならないと考えております。

○三鬼（和）委員　　前回だったかなんかのときも、バグフィルタをもう少し延命するべきだということでもちょっと延ばしたときもありましたよね。今回はもう延ばすということは考えられない状況になっているのかということと、炉の中も、これまでもちょこちょこ部分的に落ちてきたりとか、我々も2回か3回ぐらい中まで入ったことあるんだけど、あわせて、下のごみのこれについては大丈夫なんですか、今のところ。併せて説明してください。

○竹平環境課長　　2号のグレートバーにつきましては、今回更新させていただきました。ただ、実際1号炉がどうなのかということ、今回の点検でもサイドプレートの穴空きが結構あります。その辺をどういうふうな形で、修繕できるものなら修繕程度で抑えてやっていきたいとは考えておりますけれども、その辺はメーカーともきっちりと話をして、予算は切り詰めた中ではいきたいというのが環境課として考えておりますので、そういうふうな形で、今、考えております。

それと、今回耐火物補修につきましても、実際に一部落ちたような経過もございますので、そういったことも踏まえまして、今後、新年度に入りましたら、できましたら、一度委員会のほうにも実際に見ていただくというようなことをしていただければと思っております。

○三鬼（和）委員　　しばらくごみ焼却場も行っていないので、我々もそう努めなくちゃいけないなと思ってるんですけれども、広域ごみ処理施設の整備が議論されておる中で、全面的に改修するのかどうかという難しい微妙な対応の仕方というのはあると思いますけど、いかんせん財政厳しい折ですので、できるだけまめに点検していただいて、費用がかからないようにしてほしい。

それともう一点、広域ごみのやつ、5市町の負担の分と、例えば、それから払っている家賃なんか、数字で割り切れないところがあるので、その辺詳細説明していただけないですか。その他特定財源が176万あって、各市の割当てとか、本市が負担している部分、それと家賃なんかも予算書の中でやってみると、ぴったり割り切れないところもあるので、借家のを含めて、そういったところも説明してください。

○竹平環境課長 広域ごみ処理施設整備の負担金の考え方なんですが、旅費につきましては各市町が負担するというので、旅費を除いた分で一応割り切れるような形でさせていただいております。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。他に。

○楠委員 予算書の171ページで、予算概要では42ページですか。その中の委託料で、清掃工場の施設点検業務委託料、29年では2,700万、30年度で3,000万、去年の決算では2,700万、今回は単純計算しても500万以上アップしている理由と、それから、今、クリーンセンターのほうは細かくいろんな情報が出ているんだけど、清掃工場は業務の内容というのはどういう内容なのか、何か資料はありますか。

○竹平環境課長 まず、今年度の536万円の増額ということで、これにつきましては、質疑のほうでもございましたように、今回急冷塔設備のコンプレッサーについてはオーバーホール等で約120万円、これが増額となっております。それと、点検を実施しなかった、去年、煙突、点検はするんですけども、中の点検の煙突入り口、煙道等の50万円については、今回は点検も入れるというような形で、それらが主に増額の要因となっております。ただ、あと煙道排ガス分析設備につきましては、分析計の不具合がございまして、それらを令和2年度に約200万円の増額ということが、今回の主な増額の要因でございます。

点検の設備の一覧については、現在資料としてお渡しする部分は、確かに手持ちとしてはございませんが、それらも含めて、一度清掃工場の視察を含めまして、できればそのときに点検の内容等を含めて、一度資料を含めて説明させていただきたいと思っております。

○楠委員 536万の増ということ。基本的に点検業務委託というのは、毎年毎年これだけの金額をかけるのであれば、パーツごとの耐用年数等を見なきゃいけない時期で、横にフローを作ったときに、縦に予算の関係が出てくると思うんですよ、当然。そのときに見ておかなきゃいけないもの、見なくていいものとのすみ分けも必要なんだけど、トータル的に点検業務委託料を上手に減らす方法を考えないと延々と増えていきますよね。老朽化の問題もあるのは間違いないんですけど。その辺を、業務委託の点検も含めてもう少し精査していかないと、ただ増えるだけというのは理由には乏しいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○竹平環境課長 点検項目につきましては、今、委員さんおっしゃられましたように、例えばごみクレーン設備であったり、焼却設備であったり、各点検項目は項

目をきちんと分けております。分けた中で優先順位をつけた中で、翌年度にするのか再来年度にするのかということの、ケーシング等を含めて、それらを精査した中でやっておりますので、来年度についてはしない部分も当然出ます。そういったことから、予算については前後しているという状況でございます。

○楠委員 次の質問で、工事予定ありましたね、説明資料の2のところ、3ページ、4ページあたりで、バグフィルタ、それから、炉内の耐火物、耐火レンガ等の関係と2号炉の誘引通風機の関係で予算額おのおのあるんですけど、その施工期間の5か月、3か月を見ていくと、いずれかどこかで止めなきゃいけないような期間があると思うんですけど、その辺も見据えた上での1年間の修理工事なんですか。

○竹平環境課長 当然停止期間がございます。ですので、例えばバグフィルタであったり、特に耐火物の中に、炉内に入る場合については夏は避けるというような形を取った中での計画をしていきたいと考えております。

○楠委員 基本的に1号炉も2号炉も手をつけるということであれば、そのときに上手に点検を進めていけば、ほかの関係も全部整理できるんじゃないかと思うので、こういうところをうまく、クレーンも含めて、こういう工事があったときにしっかりと点検すれば、意外にコストダウンできるんじゃないかなと思いますので、その辺を検討する余地はいかがでしょうか。

○竹平環境課長 委員おっしゃるとおりで、やっぱり耐火物のときに、こういう工事含めて、高さのあるところについては活用するような形で点検も当然していきたいと考えております。

○奥田委員 1点だけ、すみません。先ほど三鬼和昭委員も質問していたところなんですけど、広域ごみ処理施設の整備事業、予算書でいうと175ページのところなんですけれども、これ今年度は各市町500万でしたか、600万でしたっけ、出しましたよね。来年度は44万ずつということなんですけど、ただ、市長に聞きたいんですけど、本来なら4月に事務組合を設立ということでしたけれども、これが遅れていく。やっぱり遅れれば遅れるほど、こういうふうな余分な費用がどんどんどんどんかかってくる。どんどん遅れてきますからね。こういう財政難のときに、各市町44万といえども、こういうふうな負担をしていかなければいけないし、人を派遣しますから、人件費分を考えたら大きいですよ、各市町もね。

だから、こういうことがあるので、どうですか、市長、こういうのを見て、財政難のときにこういうことが起こっているという。もったいないなど。もうちょっと

早く決めたら。最初の、僕は取っかかりがちょっとミスったかなという気がするんですけどね。中電に言われるままやったのかどうか知りませんが、発電所跡にこだわり過ぎて、2年近く引っ張りましたからね。こういうふうな無駄な予算というのはちょっと残念なんですけど、いかが。

○加藤市長 広域ごみ処理施設の建設予定地、候補予定地を決める際に、正直言って、もう2年半以上がたっているという事実は否めない事実でございます。それも候補予定地を決定してから、いろんな御意見も頂戴したり、いろんな要請もあった中で、極力そういう御意見、御要請に対して、何とかできないかというようなことでいろいろ協議しながら、我々もいろいろ調査しながらやってきて、こういう結果になって、今現在こういう状況になっているということでございます。

確かにおっしゃるとおり、本来であれば、この4月に一部事務組合を立ち上げるということが計画として出していたわけでございますけれども、要は建設予定地が決まらなないと、こういう結果でなったということで、多少なりとも経費が余分にかかってしまうということについては申し訳なく思っているんですけども、まず、やっぱり建設予定地を早く決めなきゃということで、今、一生懸命調査したり交渉したりしている状況でございますので、申し上げましたとおり、令和2年中に一部事務組合を立ち上げさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥田委員 広域ごみ処理施設の進捗状況は、後ほど説明してもらえますか、これは報告事項ではない。

○竹平環境課長 今日ではなしに、改めてそれは説明させていただかなければならない。ただ、今現在まだ報告ができるところではございませんので、早急に何とか進めてまいりたい。遅れておくことについては大変申し訳ないと思っております。

○奥田委員 市長にもう一遍だけ申し上げたいんですけど、これ、僕、オンブズマン、尾鷲市ないですよ。でも本当にオンブズマンがあるようなところだったら、監査請求でも起こされるんじゃないかという気がするんですよ。今、この財政難の中で、ずっと遅れて遅れて無駄な予算を使っているわけでしょう。市長、民間出身なら分かるでしょう。予定があって、遅れれば遅れるほどどんどんどんどん経費を使ってしまうわけでしょう、会社でいうと。オンブズマンがないので、あれだけど、本来なら監査請求を起こされても仕方ないようなことですよ、市長。2年以上引っ張って、まだ説明もなかなかね。2月の説明、説明はまた後ほどということですけど、そういうことだけは肝に銘じてくださいね、市長。

○加藤市長　先ほど広域ごみ処理施設の建設候補予定地の経緯について御説明させていただいたんですけれども、現状なかなか建設予定地が決定していないことについては、申し訳ないとは思っているんですけれども、要は相手のあること、物のあることですので、その辺のところをしっかりと、今後限られた時間内の中で決定したものをお示しさせていただいて、御理解いただきたいと思っております。

○南委員　確かに奥田さんと同じあれなんですけれども、広域ごみ処理施設の事業で、時間が経過していく一方で進んでいかないというのが現状なんですけれども、今の奥田さんのお話を聞いていて、僕自身の反省も踏まえまして、例えば中電の土地の問題に戻っていくんですけれども、当初は予定地が違ったところの場所の予定地で、高速道路に近いということで予定しておったんですけれども、当然地域の理解が得られないということで、渡りに船みたいな感じでしたね。ちょうど中部電力からアプローチがあって、僕自身も一つの土地選定としたらいいんじゃないかなというようなことで乗った気持ちがあるんですけれども、いかんせん現実として建屋も使えない、当初から津波浸水域というのは理解しておったんですけれども、第2ヤードのほうへ、今、予定していて進んでいるということなんですけれども、広域行政の枠組みをスタートする上においては、やはり土地の選定というのが、まず、それが決定しなければ、5市町の一部事務組合がスタートできないということなんですか。

○竹平環境課長　枠組みにつきましては、やはり今現在建設予定地としてしっかりと見極めた上で、5市町が納得できる場所でやりましょうという形の中で進められております。

○南委員　土地の場所の決定というのが当然なんですけれども、それに伴ってくる、例えば津波浸水域であれば、造成費なり、いろんな施設の金額的なものによっても、また5市町の検討課題が増えてくると思うんですけれども、最終的にじゃなしに、早く場所の選定を、場所を決めないことには、いろんな付随した計算ができないということなんですけど、場所としては、例えば1か所を絞って言っているのか、現時点ですすよ、もっと複数の感じで考えているのかという、言える範囲で、もう一つに絞って、今、言っているのか、それとも、もっと範囲を広げて、土地の選定も含めて考えておるのかというような、もし言えたら答えていただきたいんですけど。

○竹平環境課長　今、これ5市町でやっていることなので、基本的という言葉



使わせていただきますと、今はやはり第2ヤードの燃料基地用地、それと丘陵地を含めた形の中で、まずはその中で、例えばどういう建設方法ができるのか、丘陵地もやっぱり、そこの土地の形成している状況もございますので、そういったことも含めて、場所がどこになるのかということ、今、調査をして、今後出てきて、5市町にも諮った上で、議員の皆さんにも、各市町報告させていただいて決定していくという予定で進んでおります。

○南委員　最後に。差し当たって、尾鷲市が言い出しっぺで、尾鷲市で責任持って土地を探しますということで、枠組みで広域行政の経費軽減になるということでスタートしたんですけれども、飛躍的な話じゃないんですけれども、場合によったら、本当に5市町の全体の中で考えていかなければいけないことも始まってくるんじゃないかなというような、若干思いを僕自身がしておるので、できれば尾鷲市のほうでスムーズに進んでいただければいいんですけれども、そういった首長会議の中で、もし何だったら、僕のところでも探しますよという話が出ていないのが現実だと思うんですけれども、そういった意味の考え方も、僕は一方では必要じゃないかなというのは、今、考えておりますけれども、そういった点で市長はどうですか。成就させる意味でもね、早く。

○加藤市長　首長会議で出ています建設予定地につきましては、正直申しまして、ほかの市町から建設予定地はここがあるとおっしゃっていただいたのは1件もございません。各ほかの4市町の首長については、正直言って、尾鷲市でお願いしたので、ぜひともお願いしたいと。要するに、誠に申し訳ないけど、こういうことは何とか尾鷲市でできるような形で、それをベースにしながら、先ほど環境課長申し上げましたような形で、今、本当に早く決定しなきゃならないという思いの中で、今、協議あるいは調査をやっているところでございます。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで、環境課に係る議案13号の審議を終わります。

続きまして、報告事項ですけれども、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則等についての説明を求めます。

○竹平環境課長　尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則等について、資料に基づき報告させていただきたいと思っております。通知をさせていただきます。

まず、資料の目次でございます。資料の目次ですが、資料は、資料1が尾鷲市土

砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要版として、ホームページに掲載予定としているものでございます。これまで委員会で御説明させていただいた内容ですので、これにつきましては割愛させていただきます。資料2の7ページからは、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例と規則（案）の2列表記ですが、これまで委員会で説明させていただきました規則（案）を、できましたら、公布については今月中に当然しなくてはならないと考えており、条項、字句等を整理いたしましたので、大きな変更点として追記した項目等について御説明させていただきたいと思っております。また資料3につきましては、この規制に関する条例の申請等の手引等を抜粋しているところでございます。

それでは、資料2の10ページを御覧ください。通知をいたします。

右側の規則第8条第7号、三重県土採取規制条例第4条の規定により認可を受けた者が当該許可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等を追加するもので、これは本市条例で許可を要しない土砂等の埋立て等を規則で定めるものでございます。三重県土採取規制条例では、土の採取に伴う災害防止と跡地整備を図るために最終計画の認可を要しており、その認可に基づき、一時的に堆積するものを適用除外とすることで考えております。

次に、14ページを御覧ください。通知をいたします。

規則第12条第4項、許可の申請手続に当たり提出する埋立て等の区域内の土壌の汚染状況の調査方法を追記したもので、表のとおり、埋立て等区域の面積ごとに区域の数を定め、土壌調査の資料は等分した区域ごとに混合し、1試料とする方法を追加しております。

次に、26、27ページを御覧ください。通知をいたします。

規則第32条、土砂条例附則第3項の規則で定める処分を整理して追加しており、森林法、地すべり等防止法等、記載の許可及び認可については、その期間が満了する日まで適用除外となります。

以上が、前回の委員会で説明した以降に追加して整理をしたものでございます。

続きまして、資料3、別添としておりますが、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例申請書等の手引について御説明させていただきます。通知します。

資料3になります。これは、条例、規則に基づき申請するに当たり、その手続の詳細を定めるもので、現在作成中のものから抜粋したものでございます。完成後にはかなりのページ数になるものと考えておりますが、その概要を説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。通知します。

土砂等の埋立て等の許可を申請する場合のポイントとして、条例では、土砂等の埋立て等の許可を受けようとする場合、住民への説明会の実施と十分な事前協議が必要である旨を記載しており、事前協議では事前調査と事前相談が必要となります。例えば、次のページ、7 ページをお願いします。事前相談（ア）、四角の四つ目などでは、土地所有者の責務について理解した上で、土地所有者に対して、規則様式第4号の裏面に記載してある、同意に当たっての留意事項など当該責務の説明をして内諾を得ておくことを薦めるなど、申請に当たる手続の仕方を記載しており、8 ページから10 ページまでは住民への説明会開催について、開催方法とその周知、場所、周知方法、議事録の作成の仕方、記録媒体の提出などを、この手引で定めていきたいと考えております。

次の13 ページを御覧ください。通知をいたします。

許可の基準では、欠格要件や資力に係る基準を記載し、次の14 ページには、資力関係書類として、表記の添付書類を定めたいと考えております。

22 ページを御覧ください。通知をいたします。

③-2 の搬入の報告として、搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認として、土砂等の発生場所に関する土壌汚染対策法等に基づく調査結果がある場合はその写しを求め、ない場合は汚染のおそれがないことを確認する必要があるとし、今後、土地の利用状況調査の方法や土壌調査が必要な場合は、その調査方法を記載していく予定としております。

また、③-3、再生土又は改良土の場合は、搬入する前に当該再生土等ごとに土砂を確認し、確認する方法として、三重県リサイクル製品利用推進条例の規定による通知書等の写しや、都道府県または市町村が定めた条例により適正利用できることが確認できる書類の写しなどにより確認していくことをこの手引で定めたいと考えております。

24 ページを御覧ください。通知します。

水質調査、土壌調査及びその報告として、水質調査の実施に当たり、埋立て等に着手した日から6 か月ごとに1 回ごとと、埋立て等の完了または廃止した場合は、職員立会いの下、採取した試料により水質調査を実施し報告してもらいます。

次の25 ページ、土壌調査の実施は、埋立て等を完了または廃止した場合は、当区域内の土壌調査を実施し、報告を受けます。

以降、標識の掲示等や、30 ページからは命令の概要、許可の取消し・埋立て等

の停止命令の概要などを記載しておりますので、御参照ください。今月中には作成してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございますが、1件、報告がございます。この経過措置に係る案件としてでございますけれども、関係法令、三重県景観づくり条例及び森林法に基づく届出書が1件新たに提出がございました。場所としては、尾鷲市大字南浦字川ノ奥クチスポで、面積としては約1ヘクタールということで、今回新たに提出がございましたので、今後、令和2年12月23日からは三重県の許可が必要となる案件でございますが、以上、報告をこの場において1件させていただきます。

以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長　　ただいまの環境課長の報告について、御質疑ある方は御発言願います。
- 三鬼（和）委員　　1点だけ確認したいんですけど、3,000平米以下ということなんですけど、本市においては水道水源の条例もあるわけじゃないですか。水道水源の中で許可が通っていったときにどうなるんですか、これは。
- 竹平環境課長　　今のは、もしそういう場所で水道水源保護審議会のところで議論がなされた場合に、それができるという形になったときに、あればどうかということですが、土砂条例は土砂条例ですので、当然尾鷲市内に埋め立てられるものについては、この要件に従って土砂基準であったり、環境基準であったり、そういうものがきちりと守られた形の中で進めていくものを定めておりますので、その辺については、新たな場所として出てきた場合には、庁内でも当然協議は行いますし、また、それが面積に応じて県等のところであれば、またそちらにおいても当然協議をしていくことになります。
- 三鬼（和）委員　　私、現実的な心配で、県でも市でも、この条例が通ってしまうと、水道水源の市がやっているのを論理的にクリアしていくんじゃないかなという危惧をするので、今、聞いているので。心情的には止めると思うんです。この前もいろんなあの手この手というのか、言ったら、生産している試料まで出してくれということで、最終的には止められたような気もするんですけど、少なからずとも、水道水源であろうと何しようとして、これが通っていくと、水道水源の条例に適用しなければ別ですけど、それをクリアしていくというと、両方で生きて、その場所で生きてしまうということはあると思うんですね。その辺は考えたかどうかということ。
- 竹平環境課長　　発生元証明も当然必要となりますし、そこが汚染のおそれのあ

る場所なのか、そうではない場所から発生したものか、それによっては土壌汚染対策法の規定に基づいた中で、うちとしてはその環境基準に沿った形で提出物等も定めております。そういったこととなりますので、いろいろと危惧する部分というのは、そういう場所であれば、当然危惧はなされますけれども、しっかりとした調査、審査になっていくという形になると考えております。

○奥田委員　確認ですけど、坂下隧道のところ、今、搬入しているところに加えて、もう一つクチスボのほうを追加されたということですか。それで、先ほどの12月23日という話がありましたけど、この経過措置というのは、6ページを見ると12月23日に公布しているんですけど、県のほうは大丈夫なんですか。県の公布はいつなんですか。

○竹平環境課長　12月22日に公布ですので、12月23日からは必ず許可が必要ということになると考えております。

○奥田委員　尾鷲市の公布が23日で、県が22日ということですか。じゃなくて。

○竹平環境課長　県と市は公布日が一緒だと思っておりますが。

○奥田委員　公布日は一緒なんですね。元年の12月23日が、市も県も公布日になっているということですね。

それで、さっきも気になったんですけども、クチスボのところはどの辺になるんですか。今、問題になっているのは坂下隧道のところですよ。又口川のほうを流れてくるということをやられていますけど、今、申請、それはいつだったらかるとか、詳細に教えてもらえませんか。

○内山水産農林課長　今回申請の場所ですけども、クチスボダムがあって、それから、林道の口窄線というふうに、昔、主伐事業で主伐した林道あるんですけども、その林道をずっと走っていただいて、その途中で左に曲がる林道額井線という林道がございます。その額井線の終点の部分の森林に当たります。今回の申請場所が。

○奥田委員　それって、例えば土砂が流れ出たとしたら、クチスボダムのほうに来るんですが、銚子川とかは行かないですか。どっちに流れてくるんですか。

○内山水産農林課長　この谷は、雨が降りますとクチスボダムのほうへ流れるような流末になっております。それで、クチスボダムに流れるということは、第2クチスボダムは、尾鷲の第2発電所を動かすのに活用しますので、尾鷲第2発電所の中川のほうに流れてくるという形になります。

○村田委員　あまり言わないでもよかったんだけど、今、三鬼さんが言われたのは、こういうことだと思うんですけどね。水道水源保護条例、それから、土砂の条例あるでしょう。土砂の条例を許可して、水道水源がもしあった場合に、そこで止まらなかった場合はどうするのかという、そういうことでしょうか、多分。だから、それは何でかという、そういった場合にもやっぱり市長が特権で止めたりするようなことは条例に入っていないのか、そういうことは設けていないのかという意味じゃないですか。そうでしょうか。違うの。

（「どっちが上回るかという」と呼ぶ者あり）

○竹平環境課長　今の質問の答えではないんですけども、基本的には両方に網がかかるというやり方の中で進めていくということになります。

（「そうだね。多分土砂条例であかんと思うけど」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで、環境課の審査を終わります。御苦労さまでした。

10分間休憩をいたします。

（休憩　午後　2時41分）

（再開　午後　2時50分）

○三鬼（孝）委員長　休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、水産農林課に係る議案第18号と議案13号の審議を行いますけれども、まず、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についての説明を求めます。

○内山水産農林課長　それでは、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について、補正予算書の（第8号）及び予算説明書に基づき、水産農林課に係る予算について説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。通知します。

予算書の14、15ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、農林水産業費県補助金につきましては、補正前の額5,187万5,000円に対しまして、649万8,000円を減額し、4,537万7,000円とするものでございます。

内容は、1節農業費補助金5万5,000円の減額で、これは農業基盤整備促進

事業補助金で、事業費の精算によるものでございます。

2節林業費補助金644万3,000円の減額です。内訳は、農山漁村地域整備交付金285万6,000円と森林環境保全直接支援事業補助金213万7,000円、それと、みえ森と緑の県民税市町交付金132万円などがございます。減額の原因としましては、事業量の減によるものでございます。

予算書の18、19ページを御覧ください。20款諸収入、5項雑入、1目雑入につきましては、補正前の額1億7,464万7,000円に対しまして5,847万5,000円を減額し、1億1,617万2,000円とするものでございます。そのうち水産農林課に係るものとしましては、9節の農林水産業費雑入の31万1,000円の増額で、これは中部電力の送電線による支障木の補償によるものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。通知します。

予算書の42、43ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農地費につきましては、農業基盤整備促進事業の精算に伴う財源更正でございます。

2項林業費、2目林業振興費につきましては、補正前の額4,704万6,000円に対しまして237万6,000円を減額し、4,467万円とするものでございます。

財源内訳は、国県支出金212万7,000円の減額、一般財源24万9,000円の減額です。

内訳は、13節委託料37万9,000円の減額で、内容は森林環境創造事業の委託料16万2,000円の減額です。これは、補助金の減額に伴うものでございます。

次に森林経営管理事業につきましては、事前調査業務委託料の21万7,000円の減額で、これは、森林所有者の意向調査に伴う事前調査料の減によるものでございます。みえ森と緑の県民税連携事業199万7,000円の減額です。これは、19節負担金、補助及び交付金の森林再生力強化対策事業補助金の減額でございます。当初、森林所有者が新たな植付けのため、獣害防護柵の設置を計画しておりましたが、計画が変更になったために、当補助金を活用しなくなったためでございます。

続きまして、3目林道開設改良費につきましては、補正前の額4,113万4,000円に対しまして475万9,000円を減額し、3,637万5,000円とす

るものです。

財源内訳は、国県支出金 285万6,000円の減額、地方債 190万円の減額、一般財源 3,000円の減額でございます。

内容は、農山漁村地域整備交付金事業 475万9,000円の減額で、現場精査により事業量の減と入札による減額でございます。

内訳は、13節委託料の 169万9,000円と工事請負費の 306万円の減額でございます。

3項山林事業費、1目管理費につきましては、補正前の額 2,999万7,000円に対しまして 782万8,000円を増額し、3,782万5,000円とするものです。

財源内訳は、一般財源の 782万8,000円の増額です。内容は、7節賃金 792万の増額で、これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、山林作業員 4名につきまして会計年度任用職員制度に移行することとなり、それに伴う山林作業員 4名分の特別賃金で退職金に当たるものでございます。

詳細につきましては、令和 2年度の当初予算と関連がありますので、当初予算の資料に基づいて説明させていただきたいと思っております。

予算書の 44、45 ページを御覧ください。

18節備品購入費 9万2,000円の減額です。これは、チェンソーなどの購入に係る入札による減額でございます。

2目保育費につきましては、補正前の額 3,647万3,000円対しまして 428万1,000円を減額し、3,219万2,000円とするものでございます。

財源内訳は、国県支出金 213万7,000円の減額、一般財源 214万4,000円の減額でございます。

内容は、13節の委託料 428万1,000円の減額で、これは、主伐搬出委託料の 80万8,000円の減額と森林環境保全直接支援事業、下刈り業務委託料 347万3,000円の減額でございます。減額の理由といたしましては、入札による減額と現場精査により下刈り面積の減少によるものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費につきましては、補正前の額 1,442万5,000円に対しまして 67万8,000円を減額し、1,374万7,000円とするものでございます。

財源内訳は、その他特定財源 21万8,000円の減額、一般財源 46万円の減額でございます。



内容は、19節負担金、補助及び交付金67万8,000円の減額です。これは、後継者育成の漁師育成機関運営支援事業補助金21万8,000円の減額で、今年度の早田漁師塾におきまして再募集まで試みられたものの、塾生の受入れに至らなかったためでございます。

次に、水産振興補助金につきましては、尾鷲市漁業近代化資金利子補給金46万円の減額で、これは、漁業近代化資金の融資の確定によるものでございます。

以上で、令和元年度、第8号補正予算に係る説明を終わります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　　ただいま水産農林課長から議案第18号の説明がありました。これに対して御質疑ある方は御発言願います。

○小川委員　　1点だけ。補正予算書の45ページの漁業近代化資金利子補給金、近代化資金というのは、稚魚とか、そういうやつ、どういうやつだったんですか。教えていただけませんか。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　　近代化資金につきましては、漁業者の稚魚購入の際の借入れに対する利子補給であったりとか、漁船建造、船を造ったときに関わるものも対象になったりします。

○小川委員　　信漁連から借りる部分じゃないか、普通の市中銀行じゃなしに、信漁連のやつですよ。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　　融資機関としては信漁連さんになっておりまして、基本的には三重県漁業近代化資金というふうな県の利子補給があつて、それで残った分の利子補給を市町がやっている形になっております。

○奥田委員　　先ほどの43ページの市有林管理事業782万8,000円、臨時雇賃金、これは後で説明する、当初予算で説明するということでしたっけ。

○内山水産農林課長　　この部分と機械の借上料がございますので、同時に併せて説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○奥田委員　　そのときにやるので。

その同じページなんですけど、その上のところのみえ森と緑の県民税連携枠事業199万7,000円の減額なんですけど、防護柵とか作るとかいう話がありましたけど、どういうものでしたっけ。森と緑の県民税を返還したんですか。使わなかったから。というわけじゃない。どういうものでしたっけ。

○湯浅水産農林課係長　　どういう事業かと申しますと、山主さんが苗木を、例えば山に植えたときに、食われないようにしたりするためにネットを張りますよね。

それに対する補助金になっています。

○奥田委員　　これ使わなかったということですか。それで、森と緑の県民税も返還したというわけじゃない。どういうことなんですか。

○湯浅水産農林課係長　　当初計画としては、その事業をやっていくという計画だったんですけども、山主さんの都合で、その事業をもう今年度やらないという形で戻させてもらいました。

○奥田委員　　もったいないですね、200万ね。森と緑の県民税も、その分もう県に返すということになるんですか、これは。それはない。

○内山水産農林課長　　補足させていただきます。全体で199万7,000円ということで減額させていただいているんですけども、今回、先ほど説明させていただいたように、森林所有者の方が当初初めこれを使いたいという計画でございましたけれども、計画変更があって使わなくなったということで。ただ、199万7,000円全てを返還するんじゃなしに、市有林事業におきましても、その獣害防護柵を設置している工事がございましたので、それに67万7,000円を充当させていただいております。その残りにつきましては、県のほうへ返すというような形でございます。

○奥田委員　　67万を除くと133万ぐらいか、も返すということですね。何かもったいない気がするんですね。何かほかに使えなかったのかなという気がするんですけど。

それともう一点だけ。45ページのところ、さっきの後継者育成、漁師塾募集がなかったということでしたけど、これは全然なかった、それとも何人かおるうちの一人が足りなかったのか、もう一回説明してもらえませんか。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長　　初めに募集した際に1名応募があったと聞いています。その際に、1名応募があって、それで担当のほうは漁協さんと漁連さんが窓口になっておりますので、その方とコンタクトを取って話をされたらしいんですけども、結果的にはこちらに面接までには至らなかったと。書類審査の段階で、ちょっと難しいねというふうな形で、朝が苦手だったりとか、なかなか本人さんとしては漁師塾には結局応募、最終的にはされなかったという形で、それで期間を延長して再募集されたけれども、その際にはもう応募がなくて、今年度については漁師塾の開催には至らなかったというふうな形で聞いております。

○三鬼（和）委員　　45ページの市有林保育事業なんですけど、森林環境保全直接支援事業業務委託料、これ入札、すみません、詳しく聞いていなかったもので、

三百何万の減額は、もう一回説明してください。

- 内山水産農林課長　　入札の減額と、現場精査による下刈り面積の減少によるものでございます。
- 三鬼（和）委員　　これも補助事業やろ。下刈り面積、市のほうも策定というか、計画が面積が少なかったというんだけど、ちょっと計画段階で読み間違いというのか、そうじゃなかったのか。実際とは、結果とはどうなんだろう。大ざっぱに見積もったというか、その辺はどうなのか。
- 千種水産農林課主幹兼係長　　通常下刈りですと、5年生までを見ていまして、とはいえ、今回クチスポ地区においては、結構ヒノキの苗木の育成状況がよかったので、当初からもう5年生は含めていなかったんです。で、4年生までにやっていたんですけども、その4年生についても、下刈りに入る前に、下刈りというのは草なので、天候とか、そのときの状況によって変わってきまして、ですので、予算を組むときには4年生までを組んでいまして、実際に7月に現地に行きますと、十分穂先のかぶる状態ではなかったということと、あまりきれいに刈り過ぎても獣害等の影響も出てくるので、あえて刈らずに残すという判断をさせていただきました。
- 三鬼（和）委員　　最後にします。この補助というのは、最初に申請した場所だけしか、ほかにも転用というか、仕事のりというか、下刈りをするのに、それはできなかったんですか、どうなんですか。
- 千種水産農林課主幹兼係長　　造林補助金につきましては、事後申請になっていまして、ですので、終わってから申請するという形になっております。
- 三鬼（孝）委員長　　他によろしいですか。
- 南委員　　45ページの市有林保育事業で委託料の主伐搬出委託料80万8,000円の金額なんですけど、これ、市有林の主伐に伴う切り出しの費用の入札差額だと思うんですけど、参考までに教えていただきたいんですけど、今年度の振り払いはどうやったんですか。搬出料と手数料を省いた。当然マイナスやったと思うんですけど、参考までにちょっと教えていただけたら。
- 内山水産農林課長　　報告事項で報告させていただきたいと思っていたんですけども、今回の収入額なんですけれども、888万1,000円です。

（「資料はあるんでしょう」と呼ぶ者あり）

- 内山水産農林課長　　資料はあります。それで、搬出の費用契約額は1,139万6,000円でございます。

（発言する者あり）

- 内山水産農林課長　　そうですね。250万ほどの差が出ました。
- 野田委員　　奥田委員と関係するんですけれども、45ページの漁師育成機関運営支援事業ですけれども、21万8,000円というのは、募集が行かなかったということで21万8,000円減額されているんですけども、この中身はどういうものに使われているんですか。21万8,000円の内訳というか、内容というんですか。
- 三鬼水産農林課長補佐兼係長　　漁師塾を運営するに当たって、事業体が研修費として、研修を行っていただく漁業者への謝礼であったりとか、漁具、例えば、来た場合の釣りの漁具であったりとか、そういうふうなものについて、早田漁師塾で運営していくに当たって事業費がありますので、その2分の1をこの事業で補助しているという形です。
- 野田委員　　ということは、漁師というか、漁業をやるための準備のお金の2分の1ということですか。
- 三鬼水産農林課長補佐兼係長　　漁師になる準備ではなくて、早田漁師塾は、4週間にわたって研修するプログラムになっておりますので、その4週間の際に、定置網であったりとか、一本釣りであったりとか、刺し網であったりとか、ケンケンにも行ったりしますので、いろんな漁業を総合的に研修するのがこの早田漁師塾になっております。その際の漁具、研修用の材料費であったりとか、教えていただく漁師さんへの謝金であったりとか、それがこの対象事業費としては計上されております。
- 三鬼（孝）委員長　　他に。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、水産農林課に係る議案18号の審査を終わります。
- 続きまして、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。
- 内山水産農林課長　　それでは、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について、当初予算及び予算説明書に基づき、水産農林課に係る予算について説明させていただきます。
- まず初めに、水産農林課の人員についてですが、課長ほか農林振興係長以下3名、市有林係長以下3名、水産振興係長以下4名、それと基盤整備係長以下3名の計14名体制でございます。

まず、歳入から説明させていただきます。通知します。

予算書の16、17ページを御覧ください。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税につきましては、本年度予算額1,338万円で、前年度予算額と同額でございます。内訳は、1節森林環境譲与税の1,338万円でございます。

予算書の22、23ページを御覧ください。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料につきましては、本年度予算額258万7,000円で、前年度予算額234万1,000円に対しまして、24万6,000円の増額でございます。

内訳は、水産農林課分として、1節林業使用料1,000円、2節水産使用料258万6,000円のうち、水産施設使用料の57万6,000円でございます。林業使用料につきましては、林業研修センターの使用料で、水産業使用料につきましては、大曾根浦漁港と古江漁港における漁港施設占用料でございます。

予算書の26、27ページを御覧ください。2項手数料、3目農林手数料につきましては、本年度予算額6,000円で、前年度予算額と同額でございます。

内訳は、1節鳥獣飼養手数料6,000円で、メジロの飼養許可書の発行に伴う手数料でございます。

予算書の32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金につきましては、本年度予算額7,837万4,000円で、前年度予算額4,867万8,000円に対しまして、2,969万6,000円の増額でございます。

内訳は、1節農業費補助金588万2,000円で、主なものは、中山間地域等直接支払事業補助金156万6,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金177万6,000円、新規就農者総合支援事業費補助金150万円、ため池等整備事業費補助金10万円などでございます。

2節林業費補助金4,649万2,000円で、主なものは農山漁村地域整備交付金1,916万円と、みえ森と緑の県民税市町交付金2,010万円などでございます。みえ森と緑の県民税市町交付金の内訳につきましては、基本枠事業として1,024万4,000円と連携枠事業として985万6,000円で、流域防災機能強化対策事業に900万円、森林再生力強化対策事業に85万6,000円となっております。詳細につきましては、歳出で報告させていただきます。

予算書の34、35ページを御覧ください。

3 節水産業費補助金 2,600 万円で、主なものとしまして、水産物供給基盤機能保全事業費補助金 2,580 万円です。これも詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

予算書の 36、37 ページを御覧ください。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入につきましては、本年度予算額 1,671 万円で、前年度予算額 1,758 万 3,000 円に対しまして 87 万 3,000 円の減額でございます。内訳は、1 節土地建物貸付収入のうち、水産農林課分は、農林関係土地貸付料 884 万 9,000 円です。電源開発等への土地貸付けによる収入でございます。

2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入につきましては、本年度予算額 1,228 万 5,000 円で、前年度予算額 1,115 万 7,000 円に対しまして、112 万 8,000 円の増額です。内訳は、1 節立木その他売却収入 1,228 万 5,000 円で、早田地区で実施する主伐業務による立木売却による収入でございます。令和 2 年度は 2.5 ヘクタールを伐採する計画でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。通知します。

予算書の 186、187 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費につきましては、本年度予算額 1,041 万 9,000 円で、前年度予算額 1,006 万 2,000 円に対しまして、35 万 7,000 円の増額です。

財源内訳は、国県支出金 84 万 7,000 円、一般財源 957 万 2,000 円です。

予算書の 188、189 ページを御覧ください。

内容は、農業委員会運営費 189 万 1,000 円で、主なものは委員等報酬 152 万 8,000 円と農業会議などの負担金 20 万 2,000 円でございます。

詳細につきましては、農林振興係長の湯浅より説明させていただきます。

○湯浅水産農林課係長      それでは、主要施策の予算概要の 50 ページを御覧ください。

事業名、農業委員会運営事業。事業の目的といたしましては、農業委員会の運営を円滑にし、農地の担い手の確保、育成、農地利用集積による農業生産力の向上を図ってまいります。

事業の内容につきましては、農業委員会の円滑な運営を図り、農地転用及び移転申請の点検、確認、申請書の審議、進達や、農地の利用状況、利用集積、遊休農地の対策に努めるものでございます。

事業費につきましては、189万1,000円でございます。

財源内訳につきましては、県支出金84万7,000円と一般財源が104万4,000円となっております。

以上でございます。

○内山水産農林課長 通知します。

予算書の188、189ページを御覧ください。2目農業振興費につきましては、本年度予算額648万4,000円で、前年度予算額413万4,000円に対しまして235万円の増額です。

財源内訳は、国県支出金315万9,000円、一般財源が332万5,000円です。

内容は、一般振興事業427万2,000円です。これは新規事業であります地域おこし協力隊への報償費124万8,000円と、予算書の190、191ページを御覧ください。その活動に対する補助金80万円、それと、農業次世代人材投資事業補助金150万円などがございます。

次に、中山間地域等直接支払事業208万9,000円です。これは、中山間地域の農業生産条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを計画した農業者の方々に対して交付金を交付する事業でございます。今回で第5期目に入り、令和2年度から令和6年度までの5か年で事業を実施していく計画でございます。

次に、直接支払推進事業1万5,000円です。それと、多面的機能支払事業は10万8,000円でございます。

詳細につきましては、農林振興係長の湯浅より説明させていただきます。

○湯浅水産農林課係長 それでは、主要施策の予算概要51ページを御覧ください。通知いたします。

事業名、農業活性化推進事業。地域おこし協力隊を活用し、甘夏みかん等を利用した商品を開発するなど、6次産業化により農業者の収入増加等を目指すため、甘夏みかんなどの栽培から6次産業化などに向けて活動していただき、地区や農業の活性化につなげていただきたいと思いますと考えております。

事業の内容につきましては、天満地区で甘夏みかん等に携わっている農業者協力の下、3年間で甘夏みかんなどの栽培を学びながら、流通に乗らない商品の有効活用方法等の調査を行っていただくことや、新たな商品開発をする活動をしていただくことで、地区の活性化につなげ、将来的には農業者として移住定住をしていただ

けるよう目指していくものであります。

事業費につきましては204万8,000円で、財源につきましては全額一般財源でございますが、特別交付税措置の対象となるものでありますことを添えさせていただきます。

続きまして、主要施策の予算概要52ページを御覧ください。

事業名、農業次世代人材投資事業。事業の目的といたしまして、次世代を担う農業者となることを志向する経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して補助金を交付することで、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図るものであります。

事業の内容につきましては、新規就農者が将来的に農業で生計を立て定着できるよう、県、市、農業委員会などによる支援を行うことで、今後の遊休農地の解消や地区の活性化等を図っていくものであります。

事業費につきましては、150万円です。財源内訳については、全額県支出金の新規就農者総合支援事業費補助金です。

続きまして、主要施策の53ページを御覧ください。

事業名、中山間地域等直接支払事業。事業の目的といたしまして、条件不利地である中山間地域の農用地において多面的機能の低下が懸念される中、担い手の農業生産の維持、増加を図り、将来に向けた継続的な農業生産活動を支援するものであります。

事業の内容につきましては、天満の開拓農地において、対象農地における農業生産活動を維持するため、農業従事者が共同で実施する農道等における草刈り等の取組活動を支援するものでございます。

事業費につきましては、208万9,000円でございます。財源内訳は、県支出金156万6,000円で、中山間地域等直接支払事業補助金でございます。一般財源につきましては、52万3,000円となっております。補助率は75%です。令和元年度と比較しまして26万6,000円ほどの増額となっておりますけれども、これにつきましては、参加者が増加したことにより対象農地が増加したものであります。なお、平成12年度から第1期が開始された本事業でありますけれども、令和2年度から令和6年度までの5か年については、第5期目の事業となります。

それでは、行政常任委員会資料の1ページの資料1を御覧ください。通知いたします。

こちらの表の赤色、青色、黄色、紫色に着色している部分が、昨年までの第4期



において事業対象となっていた部分であります。今年度から新たに増加する部分につきましては、赤色の実線で囲った部分となっております。面積につきましては、増加した部分も含めて、全体で約20.6ヘクタールとなります。

続きまして、主要施策の予算概要54ページを御覧ください。通知いたします。

事業名、多面的機能支払事業。事業の目的といたしまして、農業の持つ多面的機能を発揮させるため、地域活動組織が行う農地、水路や農道の保全活動等に対して支援を行うものでございます。

事業の内容につきましては、対象農地において、地域活動組織が共同で実施する農地、水路や農道等の保全活動といった取組を支援するものでございます。

事業費につきましては、10万8,000円です。財源内訳は、県支出金8万円、多面的機能支払交付金でございます。一般財源につきましては、2万8,000円となっております。補助率は同じく75%でございます。

なお、令和2年度から、農道の新設に伴い対象農地が119アール増加いたしましたので、資料で説明させていただきます。それでは、行政常任委員会資料の2ページ、資料2を御覧ください。通知いたします。

まず、赤線で示させていただいているのが、山後川から沓川に抜けるように整備されている上岡農道でございます。上岡農道の真ん中あたりのちょうどカーブしている部分から茶色の線が伸びていると思えますけれども、こちらが昨年度新設された農道であります。農地につきましては、緑色に着色した部分が、今年度まで本事業の対象となっていた農地であります。農道の新設に伴い、令和2年度から増加する部分につきましては、青色で着色した部分となっております。この部分が増加した119アール分となっております。

以上でございます。

○内山水産農林課長　それでは、通知します。予算書の190、191ページを御覧ください。

3目農地費につきましては、本年度予算額561万5,000円で、前年度予算額596万9,000円に対しまして、35万4,000円の減額です。

財源内訳は、国県支出金10万円、地方債が370万円、一般財源が181万5,000円でございます。

内容は、一般農道整備事業72万4,000円で、予算書の192、193ページを御覧ください。これは、尾鷲市が管理する農道の修繕料40万円と草刈手数料21万1,000円などでございます。

次に、農業用水路改良事業 477万8,000円につきましては、農業用水路の修繕料 60万円と草刈手数料 47万8,000円、工事請負費 370万円でございます。これは、雨駄農業用水路の改良工事請負費でございます。

次に、新規事業であります、ため池等整備事業 11万3,000円につきましては、平成30年7月の集中豪雨により、広島県などのため池が多数決壊し、甚大な被害を受けたことにより、防災重点ため池の選定基準が改正されたことを受けて、当市においても対象となるため池が三木里地区に1か所あることから、当ため池について、決壊したときの浸水想定区域図を作成し、まず、防災重点ため池になるか判断する業務を行うものでございます。

詳細につきましては、基盤整備係の内山が説明させていただきます。

○内山水産農林課係長      それでは、3目農地費について詳細を説明させていただきます。

委員会資料番号3を御覧ください。農道及び農業用水路の修繕箇所位置図でございます。一般農道整備事業の修繕料 40万円と農業用水路改良事業の修繕料 60万円を計上しております。

次に、資料番号4を御覧ください。農業用水路改良事業、雨駄農業用水路改良工事の位置図と写真でございます。こちらの農業用水路は、老朽化等により用水路としての機能が低下しており、その対策として施工延長 30メートルの改良が必要となっております。工事費 370万円を計上しております。

続きまして、主要施策の予算概要 55ページを通知させていただきます。

ため池等整備事業。防災重点ため池の選定基準の見直しにより、近年の大雨や地震等による緊急時の迅速な避難行動につなげるため、浸水想定区域図を作成し、ため池に必要な保全管理体制を図るものであります。

事業内容としましては、ため池の浸水想定区域図を作成し、防災重点ため池を判断する業務委託になります。

事業費が 11万3,000円、財源内訳は、県支出金 10万円、一般財源 1万3,000円でございます。補助率は定額の 10万円でございます。

委員会資料の 5ページを通知させていただきます。資料番号5を御覧ください。

ため池等整備事業。ため池浸水想定区域図作成業務委託の位置図と写真となっております。

以上です。

○内山水産農林課係長      通知します。予算書の 192、193ページを御覧ください

い。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費につきましては、本年度予算額2,298万3,000円で、前年度予算額2,548万8,000円に対しまして、250万5,000円の減額です。

財源内訳は、その他特定財源7,000円と一般財源2,297万6,000円でございます。

予算書の194、195ページを御覧ください。

内容は、林業研修センター管理費25万1,000円と林業活性化推進費83万1,000円でございます。主なものとしましては、尾鷲林政推進協議会会費25万円と、予算書の196、197ページを御覧ください。三重県森林協会会費32万円、尾鷲市林業振興協議会会費5万円、みなと森と水ネットワーク会議負担金5万円などがございます。

次に、林業一般経費116万3,000円につきましては、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクト事業における、市外での販路拡大に向けての営業活動を行うための旅費23万9,000円と、県の森林資源情報管理システムを使用するためのシステム使用料27万8,000円などがございます。

詳細につきましては、農林振興係長の湯浅より説明いたします。

○湯浅水産農林課係長      それでは、主要施策の予算概要56ページを御覧ください。

事業名、みなと森と水ネットワーク会議事業。事業の目的といたしまして、首都圏における尾鷲ヒノキのブランドを伸展させ、需要拡大を図るものがございます。

事業の内容につきましては、尾鷲ヒノキのブランドのさらなる伸展を目的として、東京都港区と間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定を締結し、みなと森と水ネットワーク会議、通称u n i 4 mに加入しております。このことから、港区に建てられる建築物等において、u n i 4 mに加入した協定自治体からの協定木材を利用することが推奨されることとなり、区内はもとより、首都圏での尾鷲ヒノキをP Rし、需要拡大に向けた足がかりとするものがございます。

事業費につきましては、旅費として、首都圏での販路拡大に向けてのP R活動旅費10万1,000円、負担金につきましては、会議の負担金5万円でございます。事業費は15万1,000円となり、全額一般財源でございます。

続きまして、57ページを御覧ください。

事業名、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクト事業。事業の目的といたしまして、市

外での尾鷲ヒノキの販路拡大を目指し、尾鷲産材の販売の営業強化を図るものでございます。

事業の内容につきましては、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトにおいて、尾鷲ヒノキの販路拡大を目指すため、林業関係者と共に営業に回り、市外にある木材関連業者とのつながりを深め、取引先の拡大を図ってまいります。

事業費につきましては、営業活動用の旅費 23万9,000円で、全額一般財源であります。

以上です。

○内山水産農林課長 通知します。予算書の196、197ページを御覧ください。

2目林業振興費につきましては、本年度予算額5,195万2,000円で、前年度予算額4,429万円に対しまして、766万2,000円の増額です。

財源内訳は、国県支出金1,342万6,000円と、その他特定財源3,205万円、一般財源647万6,000円です。その他特定財源は、尾鷲みどりの基金繰入金でございます。

内容は、有害鳥獣対策事業565万8,000円です。主なものとしましては報償費の441万円で、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの捕獲報償金でございます。

予算書の198、199ページを御覧ください。

有害鳥獣駆除対策補助金40万円でございます。これは、猟友会尾鷲支部へ、鳥獣による林業、農業及びその他の生活被害の防止を目的として、有害鳥獣の捕獲及び追い上げなどに要する経費の補助金でございます。

次に、木材需要拡大事業157万円につきましては、尾鷲産材PR展示会補助金37万円と尾鷲産材活用促進補助金120万円でございます。これは、ヒノキなどの地元産材を使い、市内に住宅を建てる人を支援する補助金4件分でございます。

次に、森林環境創造事業135万7,000円につきましては、尾鷲市大字南浦字三田谷の環境林において間伐を行うための業務委託料でございます。

次に、尾鷲みどりの基金事業3,100万円でございます。これは、一般財団法人尾鷲みどりの協会からの寄附を財源とした事業で、工事請負費として700万円を計上しております。これは、尾鷲市が管理する林道、白浜谷線の舗装工事費でございます。

次に補助金としましては2,400万を計上しており、これは森林組合おわせが

実施する造林事業と林道補修事業への補助金でございます。

森林経営管理事業 180万1,000円です。これは、昨年度から実施しております須賀利地区におきまして、森林所有者から森林経営管理についての意向調査を引き続き行い、その結果に基づいて境界を明確にする業務を行う計画でございます。

予算書の200、201ページを御覧ください。

みえ森と緑の県民税市町交付金を活用する事業として、まず、基本枠事業であります、人家裏の危険木の伐採に対して補助を行う、暮らしに身近な森林づくり事業 156万6,000円と、新規の連携枠事業でございます、流域防災機能強化対策事業900万円でございます。この事業は、人家に近い溪流沿いの適正に管理されていない森林において、流木や土砂流出により、下流に被害を及ぼすおそれのあるものについて、市町が森林所有者と協定を締結した上で森林整備を行うものでございます。

詳細につきましては、市有林係長の千種より説明させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長      それでは、有害鳥獣対策事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要58ページをお願いします。

事業内容は、有害鳥獣による被害を軽減するため対策を講じるもので、捕獲強化の一つに、猟友会会員への有害鳥獣捕獲許可書を発行し、さらに、捕獲等に対し報償金を設けております。報償金につきましては、国の補助並びに尾鷲みどりの基金等を活用し、ニホンザルが1万8,000円、イノシシとニホンジカは7,000円の報償金を設けております。頭数内訳は、ニホンザル70頭、イノシシ100頭、ニホンジカ350頭であります。また、猟友会への有害鳥獣対策としての補助金、鳥獣パトロールによる被害発生地区での迅速な追い払いや捕獲おりの設置、管理などを行い、被害の軽減に努めるものであります。

事業費は565万8,000円です。

財源内訳は、県支出金177万6,000円で、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金です。その他特定財源は、尾鷲みどりの基金繰入金です。105万円です。一般財源は283万2,000円です。

続きまして、尾鷲産材活用促進事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要の59ページをお願いします。

事業の内容は、住宅建築の一部を補助するもので、主な要件といたしましては、住宅の構造材を市内の製材所から購入すること、内装材においては、主要な部屋に

5坪以上尾鷲産材を使用することとしております。この要件を満たし、市内に住宅建築する人に対し、1件当たり30万円を補助するものであります。令和2年度おきましては、4件分の予算を計上しております。

事業費は120万円で、全額一般財源となっております。

続きまして、森林環境創造事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要60ページをお願いします。

事業内容は、大字南浦三田谷の環境林について間伐を実施する予定となっております。

事業費は135万7,000円で、財源内訳は、県支出金108万4,000円で、森林環境創造事業補助金です。一般財源は27万3,000円です。

続きまして、行政常任委員会資料を通知します。

行政常任委員会資料6ページの資料6をお願いします。

こちらが、事業実施箇所の林班、面積、事業内容で、赤丸にて表記しております箇所にて間伐3.35ヘクタールを実施する予定となっております。

続きまして、尾鷲みどりの基金事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要の61ページをお願いします。

事業内容は、尾鷲みどりの基金を活用し、造林事業、林道事業を基金の予算の範囲で行うもので、造林事業としては、下刈、枝打ち、再造林、除間伐に対する補助、林道事業は、林道の舗装、補修整備等に対する補助となっております。また、市管理の林道、白浜谷線において舗装工事を実施いたします。

事業費は3,100万です。造林事業、林道事業に対する補助が2,400万で、林道白浜谷線舗装工事費が700万となっております。

続きまして、常任委員会資料を通知します。

常任委員会資料7ページの資料7をお願いします。

こちらが、林道白浜谷線舗装工事です。工事費は700万円で、舗装210メートルとなっております。

続きまして、資料8ページの資料8をお願いします。

こちらが、尾鷲みどりの基金事業における造林事業の内訳となっております。再造林が7.2ヘクタール、下刈40ヘクタール、除間伐40ヘクタール、獣害の防護柵設置延長5,000メートルを計画しております。尾鷲みどりの基金からの補助金は781万8,000円でございます。

続きまして、行政常任委員会資料9ページの資料9をお願いします。

こちらが、林道事業の内容となっております。森林組合おわせが管理しております林道での事業で、林道焼餅谷線で橋梁工1か所、主ヶ谷線及び白椿線で舗装工を250メートルと100メートル、猪山線で横断溝設置を2か所計画しております。また、小災害復旧費も含めております。尾鷲みどりの基金による補助金は1,618万2,000円でございます。

続きまして、森林経営管理事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要62ページをお願いします。

事業の目的としましては、経営や管理が適正に行われていない森林について、市町が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者につなぐシステムを構築するものになります。

内容としましては、須賀利地区において森林所有者から森林経営管理についての意向調査を行い、その結果を受けて境界明確化事業を実施していきます。意向調査に係る旅費及び通信運搬費が30万1,000円と1万3,000円で、境界明確化業務委託料として148万7,000円の合計180万1,000円となっております。

続きまして、暮らしに身近な森林づくり事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要63ページをお願いします。

事業の内容は、自治会等が事業主体となり、人家に隣接する山林内の危険木で、緊急に伐採する必要がある場合に限り、その費用の一部を補助するものであります。補助対象者は、自治会、地区会や自主防災会といった組織を対象としております。補助対象事業につきましては、人家に隣接する山林の危険木の伐採費用となります。補助率につきましては、総事業費の80%です。また、補助額の上限につきましては、1事業当たり50万円を上限といたします。

本事業に関しましては、市民の方々の防災意識が高いということ、また、この2年間で事業も浸透してきたこともあり、要望も多くなってきておりますので、今年度は1件分増額させていただきました。

事業費は156万6,000円です。

財源内訳は、全額みえ森と緑の県民税市町交付金となっております。

続きまして、流域防災機能強化対策事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要64ページをお願いします。

事業内容は、人家等の保全対象からおおむね2キロ以内の溪流森林であって、適正な管理がなされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼすおそれが

ある森林について、市町が森林所有者と協定を締結した上で森林整備を実施するものであります。

事業費は900万円で、全額みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）となっております。

続きまして、行政常任委員会資料を通知します。

行政常任委員会資料10ページの資料10をお願いします。

事業実施予定地となっており、こちらの表の中央から少し上の部分に赤丸を表示している部分が、三木里地区の山後川周辺5ヘクタール、それから、中央の一番下の部分の赤丸が梶賀地区の梶賀川周辺約20ヘクタールの合計25ヘクタールとなっております。

以上です。

○内山水産農林課長 通知します。予算書の200、201ページを御覧ください。

3目林道開設改良費につきましては、本年度予算額5,871万2,000円で、前年度予算額4,113万1,000円に対しまして、1,758万1,000円の増額です。

財源内訳は、国県支出金1,916万円と地方債2,200万円、一般財源1,755万2,000円です。主な増額の理由は、農山漁村地域整備交付金事業費の増額によるものでございます。

内容は、一般林道整備事業986万1,000円で、主なものは、尾鷲市が管理する林道の修繕料など230万円と工事請負費700万円です。この工事請負費は、林道大根須賀利線の舗装工事請負費でございます。

予算書の202、203ページを御覧ください。

農山漁村地域整備交付金事業3,420万円につきましては、林道口窄線と矢ノ川線の橋梁の老朽化に伴う長寿命化修繕工事と林道大根須賀利線ののり面改良工事及びそれぞれの工事に伴う測量設計業務委託料でございます。

詳細につきましては、基盤整備係長の内山が説明させていただきます。

○内山水産農林課係長 それでは、3目林道開設改良費について、詳細を説明させていただきます。

委員会資料番号11を御覧ください。

一般林道整備事業、林道修繕箇所の位置図でございます。修繕料230万円を計上させていただいております。



続きまして、主要施策の予算概要書 65 ページを通知させていただきます。

事業名、一般林道整備事業。林道は、森林の適正な整備、管理に不可欠であり、木材の生産や運搬において欠くことのできない施設であります。本事業を実施することにより、台風等による降雨からの路面洗掘なども未然に防止し、木材運搬車両の安全性が確保され、運搬効率の向上や維持管理費の縮減を図ります。

事業の内容は、林道大根須賀利線アスファルト舗装工、施工延長 265 メートル、1,200 平米です。

事業費 700 万円となっております。

財源内訳は、その他特定財源 700 万円でございます。

次に、資料の 12 ページを通知させていただきます。

委員会資料の資料番号 12 が、大根須賀利線林道舗装工事の位置図と写真となっております。

続きまして、主要施策の予算概要書 66 ページを通知させていただきます。

農山漁村地域整備交付金事業です。林道は、森林の適正な整備、管理に不可欠であり、木材の生産や運搬において欠くことのできない施設であります。このことから、尾鷲市林道橋長寿命化修繕計画に則して、計画的な林道橋の維持修繕工事を実施し、林道の機能を回復させることで、山林所有者の施業に係る経費の縮減や木材搬出時の安全性の確保など林業振興の向上を図るものであります。また、林道大根須賀利線においては、近年の大雨等でのり面の崩落が著しいため、改良工事を行うことで木材運搬車両等の安全を図るものであります。

事業内容は、林道口窄線の橋梁補修工 1 橋と、林道矢ノ川線の橋梁補修工 1 橋、林道大根須賀利線ののり面改良工事 920 平米です。

事業費は 3,420 万円で、財源内訳は、県支出金 1,916 万円、その他特定財源 1,500 万円、一般財源 4 万円です。補助率は、口窄線と大根須賀利線については 60% になっております。矢ノ川線については 50% です。

委員会資料の 13 ページと 14 ページを通知させていただきます。

資料番号 13 から資料番号 14 を御覧ください。

資料番号 13 のほうが、農山漁村地域整備交付金事業、林道口窄線及び矢ノ川線の老朽化に伴う長寿命化修繕工事となっております。

資料番号 14 が、林道を大根須賀利線のり面改良工事の位置図と写真となっております。

以上です。

○内山水産農林課長 通知します。予算書の202、203ページを御覧ください。

5款農林水産業費、3項山林事業費、1目管理費につきましては、本年度予算額4,373万2,000円で、前年度予算額3,000万6,000円に対しまして、1,372万6,000円の増額です。

財源内訳は、一般財源4,373万2,000円です。主な増額の理由は、会計年度任用職員の給料によるものでございます。

予算書の204、205ページを御覧ください。

内容は、市有林管理事業336万9,000円で、主なものは使用料及び賃借料220万9,000円で、山林作業員4名分の車借上料142万1,000円、チェーンソーなどの機械借上料76万8,000円でございます。

次に、FSC事業92万8,000円につきましては、主なものとしましてFSCグループ認証に係る負担金70万円でございます。

2目保育費、本年度予算額1,716万5,000円で、前年度予算額3,647万3,000円に対しまして、1,930万8,000円の減額です。

財源内訳は、国県支出金156万8,000円、一般財源1,559万7,000円です。減額の理由は、昨年度まで計上しておりました山林作業員4名分の賃金が会計年度任用職員の給料に変わったための減額でございます。

内容は、市有林保育事業1,716万5,000円です。委託料の1,682万5,000円につきましては、市有林主伐計画に基づいて早田地区で主伐を行い、それに係る搬出委託料として1,428万9,000円と、森林環境保全直接支援事業、下刈業務委託料の253万6,000円でございます。

予算書の206、207ページを御覧ください。補償金34万円は、主伐に係るN T Tの通信設備の移転補償金でございます。

3目植付費、本年度予算額939万で、前年度予算額がゼロ円に対しまして939万円の増額です。

内容は、市有林植付事業939万円で、これは、森林環境保全直接支援事業、植付業務委託料928万円と原材料費11万円でございます。原材料費につきましては、植付後に鹿の被害を受けた苗木を補植するための材料費でございます。

詳細につきましては、市有林係長の千種より説明させていただきます。

○千種水産農林課主幹兼係長 それでは、FSC事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要の67ページをお願いします。

事業内容につきましては、環境への影響や保護価値の高い森林の保全等「森林管理の為のF S C 1 0の原則」に基づき持続可能な森林経営を目指します。

事業内容としましては、事業費としての安全対策用品等22万8,000円と、負担金としてF S Cグループ認証年次監査負担金70万円となっております。

続きまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による山林作業員の雇用について説明させていただきます。

15ページの資料15をお願いします。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による山林作業員の雇用について、説明させていただきます。

まず、背景につきましては、昭和29年に近隣の五つの町村が合併し尾鷲市が誕生したことから市有林事業が始まりました。昭和30年代、国策として拡大造林事業が展開されるようになると、昭和38年、川原木屋地区において公団造林事業の開始時には40人から50人の山林作業員が在籍しておりましたが、現在は4名の作業員で市有林の森林施業を実施しております。4名の作業員につきましては、雇用してから20年以上経過しており、長年現場で直接施業に携わってきていることから、知識、経験ともに豊富であり、巡視や安全確認等を含めた管理面においても重要な役割を担っております。

現在の雇用条件については、尾鷲市有林作業員就業基準及び尾鷲市有林作業員賃金手当等支給基準により雇用されております。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による山林作業員の雇用について、令和2年度から山林作業員の雇用については、現在の勤務状況から鑑みるとフルタイム勤務とすべき標準的な業務量がある職であることから、フルタイムの会計年度任用職員として雇用することは妥当であると考えております。

会計年度任用職員制度へ移行に伴う特別賃金の支給について、会計年度任用職員制度へ移行に伴う特別賃金については、尾鷲市有林作業員賃金手当等支給基準第6条の規定により支給する必要があり、それにより算出した山林作業員4名分の特別賃金は792万円であります。第8号補正にて計上させていただいております。

16ページをお願いします。

職についての整理となっております。こちらで赤丸の部分がフルタイムとなっております。

17ページをお願いします。

雇用条件となっております。勤務条件としましては、尾鷲市有林の森林管理を行うもので、給料については月給制となり、業務補助員等給料表により前歴加算を考慮して算出されたものとなっております。また、チェーンソーなどの機械借上料と車の借上料については、当初予算にて計上させていただいております。手当については、期末手当と退職手当があります。休暇については、有給休暇として年次休暇20日と、親族の死亡、災害等による出勤困難等があります。その他の条件については、18ページのとおりとなっております。

続きまして、市有林保育事業、主伐搬出委託について説明させていただきます。

主要施策の予算概要の68ページをお願いします。

市有林早田地区での伐採、搬出、造材、運搬で、面積が2.5ヘクタール、材積が872立米となっております。

事業料につきましては、搬出委託料1,428万9,000円及び通信設備の委託保証金34万円の合計1,462万9,000円で、全て一般財源となっております。

続きまして、資料19ページの資料16をお願いします。こちらが実施場所となっております。

続きまして、下刈業務委託について説明させていただきます。

主要施策の予算概要69ページをお願いします。

事業内容としましては、平成28年度植栽地2ヘクタール、29年度植栽地3.78ヘクタール、30年度植栽地3.53ヘクタール、合計9.31ヘクタールとなっております。

事業費が253万6,000円で、財源内訳が森林環境保全直接支援事業補助金が156万8,000円で、一般財源96万8,000円となっております。

続きまして、資料20ページ、資料17をお願いします。こちらが、下刈業務委託の場所となっております。下が拡大図となっており、林道狼坂線及び口窄線沿いの平成28年度から30年度までの植栽地合計9.3ヘクタールであります。

続きまして、市有林植付事業について説明させていただきます。

主要施策の予算概要70ページをお願いします。

目的としまして、日本農業遺産に認定された尾鷲ヒノキ林業地として、伝統的な尾鷲ヒノキ林業の特徴である密植を実施することで、モデル林として整備していきます。

場所は早田地内で、面積3.17ヘクタールで、植付と獣害防止施設。

事業費が928万円となっており、財源内訳が、県支出金の森林環境保全直接支

援事業補助金 458 万円と、みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）85 万 6,000 円と、一般財源 384 万 4,000 円となっております。みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）につきましては、森林の再生を妨げる野生獣による被害の抑制を図るため、新植地等へ獣害防止施設の整備などに支援するものであります。令和 2 年度につきましても、市内の森林所有者が本事業を活用する計画がなかったため、市有林の植付事業に活用したいと考えております。

資料 21 ページの資料 18 をお願いします。

早田町における植付予定地となっております。

以上です。

○内山水産農林課長 通知します。予算書の 206、207 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、4 項水産業費、2 目水産振興費につきましては、本年度予算額 1,319 万 2,000 円で、前年度予算額 1,391 万 3,000 円に対しまして、72 万 1,000 円の減額です。

財源内訳は、国県支出金 20 万円、その他特定財源 546 万 3,000 円、一般財源 752 万 9,000 円です。その他特定財源につきましては、ふるさと応援基金繰入金でございます。

内容は、漁場の管理保全 85 万 1,000 円で。

（「終わろう」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 課長、委員の皆さん、終わろうという意見が多いので、水産のほうは明日やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員会は、これで閉じます。御苦労さんでした。

（午後 4 時 03 分 閉会）